

部落ぐるみ生産組織の

構造と展開（上）

——佐賀平野下六丁機械

利用組合について——

相川良彦

本稿は、佐賀クリーク農業地域の一部落における部落ぐるみ生産組織——下六丁機械利用組合の形成、展開、再編の過程を具体的にたどった調査報告である。そして、そこでの課題は、農村における機能的組織＝生産組織の活動を経済的・社会的な両側面から照射すること、それによって生産組織の活動の枠組みを規定する小農（イエ）的ないし部落的原理とは何か、また生産組織を経営体として成立させるための基本要件とは何か、を解明することにある。

本稿の叙述構成は次のようにある。

二の前半において、部落「およびイエ」の構造それ自体の理解についての試論を、農地と労働力にかかる幾つかの社会現象から導き出す。いわば、生産組織の成立土壤についての叙述で、生産組織の動きを追う本稿にあっては、やや独立した、中心テーマからはずれた部分だといえる。また、その試論の内容は、論証・実証ともに不充分である。ただ、それは、本稿の課題、すなわち生産組織の活動を規定する部落的原理を抽出する際の理論的背景となるものである。ついで二章後半において、生産組織設立の背景となる外部経済と農業生産構造、の変貌や行き詰まりを指摘する。

一はじめに——課題と構成

第三章において、生産組織の形成、展開を、設立経過、組織構造、経営活動、の各局面で検討する。ここでの分析課題は、(一)この生産組織の結合基盤にある小農（イエ）的ないし部落的原理が、この生産組織をどのように規定するのか、それを組織形態（共同施設による共同作業型）⁽¹⁾と運営方針（経営目標、再生産方式）とにおいて明らかにすること、(二)生産組織の経営体としての自立過程を、会計帳簿の記載形式あるいは経営実績から指摘すること、(三)生産組織の経営実績を、生産費分析にもとづく生産力側面と、作業分析にもとづく労働編成側面との二側面において把握すること、(四)そして、この二側面において、部落的原理は、その機能合理性をどう規制しているか、逆に機能

的組織として成立するための基本要件は何か、を明瞭にすること、等に置いている。

第四章において、生産組織の再編過程を、農家の階層分化と関連させながら、具体的にたどっている。そこでの分析課題は、（一）農家の階層分化は、各階層にいかなる性格上の特徴を強めることになるのか。そして、それが組合運営や組織形態にどのように反映するのか、（二）逆に、組合が経営体として自立化する度合を強めることによって、それを規制する農家階層にどのような影響を与えることになるのか、（三）前二者の交錯する組合運営や組織形態という場面において、矛盾・対立はいかなる問題として現われたのか。そして、その際各階層が依拠する経済的利益・社会規範の中味は何であつたか、（四）こうした矛盾・対立の農業生産力背景をどう理解すればよいか、等である。

第五章結びでは、本稿の理論的整理をする。すなわち、その粗筋は、部落ぐるみ生産組織の構造を、経済的側面（それは更に、生産力面と作業面とに細分される）と社会的側面の、二側面から分析する。そして、それによつて機能的組織原理と、それを規制する部落的原理の特徴を、各々に明確にする。次に、生産組織をめぐつて、両原理が調和・対抗しつつ顕在化する形態を、運営方針とその背後にある構成農家の階層的利害対抗関係、社会規範的対抗関係において捉え、またその農業生産力

的背景を検討する。

注(1) この類型は、綿谷赳夫稿「農業共同化の類型区分」（『農業総合研究』第一六卷第三号、農業総合研究所、昭和三七年七月）による。なお、当組合は農林水産省統計情報部の生産組織調査類型では、「共同利用組織＋受託組織」型に分類される。

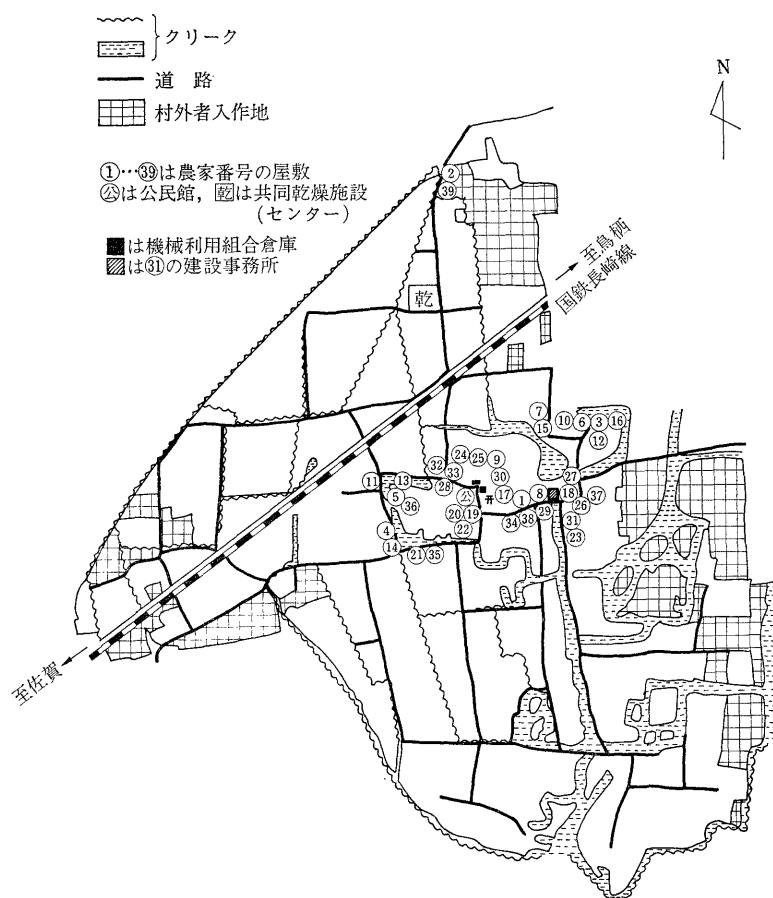
二 部落の構造

(一) 地形と概観

下六丁部落は佐賀平野の東部、佐賀市と鳥栖市との中間の神埼町にあって、国道三四四号線から一キロメートルほど入り込んだ、総戸数三九戸、農家戸数三五戸の部落である。佐賀市まで一キロメートル前後で交通至便なところから、一般に通勤兼業へ傾斜したこの地域にあっては、比較的事業農家の多い部落である。部落の領域図は、第一図の通りである（ただし、部落の領域は、東側中央部分が少し出つぱつているが、すべて部落外からの入作地のため図からは削除されている）。

耕地の形状は、一九六九、七〇年の第一次構造改善事業により道路等がある程度整備されたが、いまだクリークが網目状にはりめぐらされた典型的な、そして最近では珍しくなりつつあるクリーク農業地帯である。地味は部落の北半分が砂質で稻収量はやや低め、南半分は灰褐色土壤粘土型と呼ばれる排水の悪

第1図 部落耕地図



い高収量土壌である。部落内には国鉄長崎線が貫通するが、それ以外には国道・県道に接することもない内陸地であり、ただ最近部落内の一角が町化（農地転用）の事例定されたのが数少ない都市化（農地転用）の事例である。

住宅は部落領域のほぼ中央に密居しているが、ただ二戸のみは国鉄線をへだてた部落境界の堤防ぎわにある。住居地の中ほどに神社、その周辺にはこじんまりとした公民館と機械利用組合の小さな農機具倉庫二棟があり、国鉄線を隔てた北側の田の中に麦生産対策事業の

成果である先の鋭った高屋根の共同乾燥施設がひとつぱつりとそびえている。家屋のほとんどは近年建て替えられて、現代風の農家造りのがつしりとした建物となつたが、周囲に垣根をめぐらすことはない。道は狭く、あちこちでクリークにぶつかる。クリークは泥土揚げも途絶えて、汚れもひどくなつてゐるが、良い釣場として楽しめられている。最近、部落領域の南部一帯には施設園芸イチゴのハウスが幾十となく軒を並べ、その灰白色のビニールが陽に映えて、新しい風物詩となつてゐる。

(二) 神埼町の概況

神埼町は、一九七五年現在で世帯総数四〇六二戸、総人口一五六一四人である。うち農家世帯総数一七五六戸（四三%）、農家世帯総人口八二三八人（五〇%）と農家はおよそ町の半数を占めている。經營耕地は一八七七ヘクタールで、農家平均一〇・七アール、うち田が八六%という水田農村地帯である。外に、背振山系につながる丘陵山林が六〇〇ヘクタール余西北地域に広がっている。農家のうち、專業農家は一八六戸（一一%）、兼業農家の五八%までが第二種兼業農家である。また、農業労働力面でも、自家農業に主として從事する世帯員農家平均男子〇・六五人、女子一・〇〇人、男子労働のうち六〇歳以上が占める割合四二%となつて、兼業化の深化と農業労働力の女性化・

老齢化が進んでいる。町は近年佐賀市、鳥栖市への通勤兼業地帯に入つて、人口漸増の趨勢にあり、町政もまた農業より商工業中心のものへと向かつてゐるようにみえる。

農業粗生産額は、米が二四億四七〇〇万円（全体の五六%）、ついで畜産一一億七〇〇〇万円（一七%）、野菜三億七一〇〇万円（八%）の順となつてゐる。

さて、兼業化への傾斜の強い神埼町にあつては、当該下六丁部落は農業的色彩の濃い部落である。一九七五年時点では、農家戸数三六戸、うち專業農家一二戸（三三%）で、また兼業農家の第二種兼業農家は三八%である。自家農業に從事する世帯員農家平均男子一・一一人、女子一・三三人、男子のうち六〇歳以上の占める割合二八%と、兼業化・女性化・老齢化はいまだ軽微である。農家の平均經營耕地一四二アール、水田率九七%で、特に二ヘクタール前後の層が厚い。以上の特徴は、一九七八年現在の世帯一覧表（付表I）においても明らかである。ちなみに、七八年時点での同部落の戸数は、通勤非農家四戸、農家三五戸で、農家の専兼別内訳は、世帯主・あとつぎ専業農家八戸、世帯主専業農家六戸、世帯主兼業農・あとつぎ兼業農家一〇戸、世帯主兼業・あとつぎ専業農家一戸、世帯主兼業農家三戸、世帯主・あとつぎ兼業農家二戸、世帯主兼業・あとつぎ他出農家四戸、老人のみ農家一戸、となる。

第1表 農地改革前の地主小作関係

経営耕地		農地改革前の経営耕地面積		
農地保有形態		300~200 アール	200~100	100未満
地	貸付 100 アール以上	(1) (27)		(25)
主	貸付 100 アール未満	(8)	(10) (18)	(34)
自	作	(1)	(20) (30) (36)	(31)
自	小	(4) (5) (7)	(14) (15) (21)	(29)
小	自	(9) (12)	(2) (13) (16) (17) (19) (22)	(33)

注 1. (27)は自作 300 アール位と最高時十数ヘクタールの貸付地をもつ西郷地区唯一の地主であったが、農地改革以前に(3), (6), (22)を分家に出し縮小した。ここでは分家を出さぬ時の(27)をのせる。なお、(11), (25)の貸付地は共に 300 アール未満である。

2. 農地改革以降の分家で現在在住農家には、(23), (26), (28), (29)がある。

3. 農地保有形態の定義

地主…経営地以外に貸付地をもつ農家。

自作…自作地のみで、貸付地・借入地をもたない農家。

自小作…自作地が借入地より大きい農家。

小自作…借入地が自作地より大きい農家。

4. 1978年時点での聞き取り調査により作成。

(三) 地主小作関係

現在においても農地改革の地主保留分（残存）小作地の多さが、この部落の特徴の一つとしてあげられる。延べ件数二八件、うち部落内農家同志の貸借件数二三件、残存小作地総面積は三・七ヘクタールであり、それは經營耕地総面積五一ヘクタールの七・三%にあたる。これは農地改革前には当部落は在村中小地主と自小作農との地主小作関係が展開していたことに由来する。つまり(27)は農地改革前には当部落は在村中小地主と自小作農（現神埼町西郷地区）最大の地主であったが、これは例外的存在である。その他は六一七戸の在村小地主自作農家と、大半の自小作農家との間で部落内地主小作関係が形成されており、その概要は第1表の通りである。こうした部落内地主小作関係は農地改革時の地主と(17)を代表格とする小作農家側の対立を相当厳しいものにしたようである。

例えば、本家(27)父親は、旧制中学を出て県外で恒常勤務に就く(3)を呼び戻し、また(23), (24)も各々旧制大学・海軍兵学校を出て県外で恒常勤務ないし軍人になりながら、引き揚げて後当部落に居座ったのは、農地解放を防ぐとする地主側の対策であった、と

第2表 あとつきの続柄別、出生年次別相続農家数

(単位: 戸)

あとつき 続柄	あとつきの出生年次による時期区分					計 I ~ V期	参考 幕末~明9
	I 明10~30 (1877) ~97)	II 明31~45 (1898) ~1912)	III 大2~昭4 (1913) ~29)	IV 昭5~19 (1930) ~44)	V 昭20~30 (1945) ~55)		
男子1人 (内養子)	5 (2)	7 (1)	5 (0)	4 (0)	10 (0)	31 (3)	長男 17 養子 2
長兄	8	6	10	7	7	38	
仲兄	1	0	2	0	0	3	次男 0
末弟	0	0	0	0	1	1	三男下 1*
娘 (内男兄弟あり)	1 (0)	1 (0)	2 (1)	1 (0)	2 (0)	7 (1)	娘 1

注 1. あとつき続柄の説明

男子1人…兄弟姉妹の中に男子が1人しかいない場合である。その外にこの項目の計には、子供がなく養子をもらったケースも含めている。この養子戸数は()内に示した。

長兄…戸籍上ではない、実際上の長男。

末弟…同じく、実際上の末男。

仲兄…同じく、実際上の長男と末男との間の兄弟。

娘…娘が婿をとり、あとを継いだもの。ただし(内男兄弟あり)とは、男兄弟がおりながら娘があとを継いだ者。

2. 参考欄の幕末~明治9年の続柄は上記と違っている。これは戸籍の不備から完全には実際上の続柄(長兄等々)を確定できなかったので、戸籍記載の続柄、たとえば長男、次男等々をそのまま区分項目としたものである。なお*印は長男の死亡により、三男があとをついた特殊例である。

3. IV、V期においては未だあとつきが不確かなものもある。そのため便宜上あとつきを以下のように定義した。

あとつき…当村内に居住する子息で、既に就業しており、また将来家を継ぐと見込まれるもの。ただし、IV、V期各2人の目下他出している長兄をも、あとつき扱いとした。

4. 本表対象者は、農家番号①~㉗までの調査農家の先祖および現世帶員である。

一四四

みられる。
ところで、当時農地委員は⑩の父、区長は⑪の父が就いていた。地主側は良い田を手放そうとせず、その結果同じ小作農の中でも、大きく農地解放を受けたものとそうでないものとの不公平が生じた。その調整のために区長であった⑩の父の指導の下に、部落団四〇アールを解放の少なかつた⑪名義に切り替えた。地主側は自分の田を守るのに精一杯で、部落田まで関心がいかなか

第3表 相続形態別、あとづぎの出生年次別分家創設農家数（単位：戸）

相 続 形 態	あとづぎの出生年次による時期区分				計 I～ IV期	参考 幕末 ～明 9
	I 明10～30 (1877～97)	II 明31～45 (1898 ～1912)	III 大2～昭4 (1913～29)	IV 昭5～19 (1930～44)		
一 子 相 続	6	8	9	4	27	8
分 家 を 出 さ ない	6	1	2*	4	13	1
(内他兄弟全部養子出)	(4)	(0)	(0)	(1)	(5)	(1)
分 家 を 出 す	3	5	4	0	12	7
不 明・未 定	0	0	1	4	5	4

注 1. 相続形態の説明

一子相続…兄弟があとづぎ以外にいなかった、あるいは姉妹だけでその内の1人に婿を迎えた、あるいは子供がなく養子を迎えた等のために分家を出さなかつたもの。

分 家…農村に家を構え、農地を受贈したもの。

(内他兄弟全部養子出)…「分家を出さない」農家の内で、あとづぎ以外の男子子弟をすべて養子に出したものの。

2. *印の農家2戸中の1戸は、田50アール売却し、それ相当分の金額を養子(長男)に与えて他出させている。

3. 本表においては、一旦あとづぎとなつた長兄が死亡し、その弟があとづぎになつたものを各々別個には取り扱わず、一つのものとした。その該当戸数は、III期2、III～IV期1、幕末～明治9年1であった。

4. 調査対象は①～⑦農家の先祖および現世帶員で、戸籍でたどれるものすべてである。

このような旧地主と小作との間には以前から対立意識があつて、それは現在においても、なにかの拍子に現わることが多いという。農地改革によって地主制は一応の解消をしたが、旧地主自作農家は概して現在も部落内上層農家を構成しているのである。

対する感謝の念のためである。

(四) 分家慣行

ここでの分家慣行は、かつて東北との対比で論じたことのある九州の比較的ルーズなイエ制度が有する社会現象の一つである。もともとそれはイエ制度(本家)に支障のない範囲で、次三男の労働奉仕の代償として、イエ規範にのつり恩情的に施される次三男の生計独立に対する本家による援助の一形態である。

さて、下六丁部落における農家の継承者の統

柄を時期別に整理したのが第2表である。時期は出生年次により以下のように五区分している。第Ⅰ期は、明治一〇年以降三〇年（一八七七—九七年）までに生まれた者を対象とする。日本の資本主義の形成・確立期といわれる明治二五年から四五年（一八九二—一九一二年）の間に、一五歳の生産年齢に達したことになる。第Ⅱ期は、明治三一年から四五年（大正一年を含む。西暦一八九八—一九一二年）に出生した者で、生産年齢に達し就職する時期がちょうど大正期にある。第Ⅲ期は、大正二年から昭和四年（一九一三—二九年）にかけて出生した者で、彼等の就職時期は昭和恐慌から戦時中にかかっていた。第Ⅳ期は、昭和五年から一九年（一九三〇—四四年）に出生した者で、その就職期が戦後復興期にあたっている。第Ⅴ期は昭和二〇年から三〇年（一九四五—五五年）に出生した者で、その生産年齢に達する時期が高度経済成長期以降のことになる。

第2表によると、Ⅰ期以降現在まで長兄（戸籍上でない、実際上の長男）があとを繼ぐのが支配的であった。

次に、時期別の分家創設農家数の変遷をたどろう。第3表によると、Ⅰ～Ⅲ期のあとつぎ出生農家において男子子弟二人以上を抱える農家の半数以上が分家（本稿では、農村に家を構え、農地を受贈した者、と定義する）を出していった。ところが、Ⅳ期のあとつぎ出生農家になると、分家創設農家数は零になる。

Ⅲ期とⅣ期を境にして、これまでの分家創設の動きに大きな変化が生じたことを示している。⁽³⁾ また分家を出さない場合、Ⅰ期以前あとつぎ出生農家にはあとつぎ以外男子子弟（次三男という通称を以下使用）をすべて養子（婿を含む）に出すという手だてが講じられたが、Ⅱ期以降あとつぎ出生農家ではそうしたこともなくなっている。これは、出生率の上昇と死亡率の低下による子供の数の増加が、Ⅱ期以降養子の口を減らすことに繋がったからだと思われる。

第4表において、分家形態の時期別変遷を整理した。概してⅢ期出生者まで農業分家（分家時農業を主な仕事としていた分家者）が一貫して創設されたこと、他方兼業分家（分家時農外の仕事に主として従事していた分家者）はⅡ、Ⅲ期出生者に現われたこと、Ⅲ期出生者において還流者の分家が生じているが、これは主として第二次大戦と農地改革の影響によるものであること、が指摘できる。また、農業分家の場合の分与農地面積は、特殊例を除いて最低一〇〇アール、兼業分家の場合は五〇～六〇アールか、あるいは一〇アール前後の全くの飯米用程度の農地分与に分れる。なおⅣ期以降出生者の分家は現在起きていないのだが、これは分家にかわって金銭分与で代替させられるためと思われる。⁽⁴⁾ この金銭分与額の水準も田地価および都市地域での家屋敷購入費の値上がりで近年は高騰し、この部落で

第4表 相続形態別分家者数と分与農地面積

	分家者数(人)					参考 幕末～明治9年	分与農地の平均面積(アール)			
	分家者の出生年次による区分						I	II	III	
	I	II	III	IV	計					
農業分家	4	1	5(2)0	10	2	150	自30, 小20	自116, 小21		
兼業分家	0	3	2(1)0	5	0	0	自40, 小15	自36		
分家(形態不明)	0	0	0	0	5	分家者の本家内での統柄(人)				
計	4(0)	4(0)	7(3)0	15(3)	7	長兄 1	仲兄 8	末弟 12		

注 1. 対象とした分家者は①～⑦の先祖および現世帶員のすべてである。

2. 分家形態の説明。

農業分家…農村に家を構え、農地を受贈した者のうち、受贈時農業を主な仕事としていたもの。

兼業分家…農村に家を構え、農地を受贈した者のうち、受贈時農外の仕事に主として従事していたもの。

分家(形態不明)…就業調査対象外のため、上の二者のいずれかが不明なもの。

3. 時期区分は、受贈者自身の出生年次により区分している。

4. () 内の数値は、分家者中一旦県外に働きに出て、その後還流帰村して、分家した者の人数である。

5. 「分与農地の平均面積」欄での略号。

自…自作地、少…小作地。

なお、I期農業分家の面積は不明 2 を除く平均で、またその自・小区分も明らかでない。II期兼業分家 1 も分与面積不詳で除外。また、分与農地面積は概数であり、正確なものではない。

6. 「分家者の本家内での統柄」欄では、不明 1 がある。

7. 分家の中で、本人またはその子孫の転出で現在部落にない農家数は、幕末～明治9年期 2, I期 2, II期 1, III期 1 である。

は最近大阪で勤める次男（V期出生者）の家屋敷購入資金援助として一五〇〇万円という事例があった。

注(2)

拙稿「農家相続の地域性」

（『農業総合研究』第三三巻第二号、農業総合研究所、昭和五四年四月）を参照。

(3)

戦後、特に最近ほど分家が減るのは佐賀平野共通の傾向である。前掲拙稿参照。

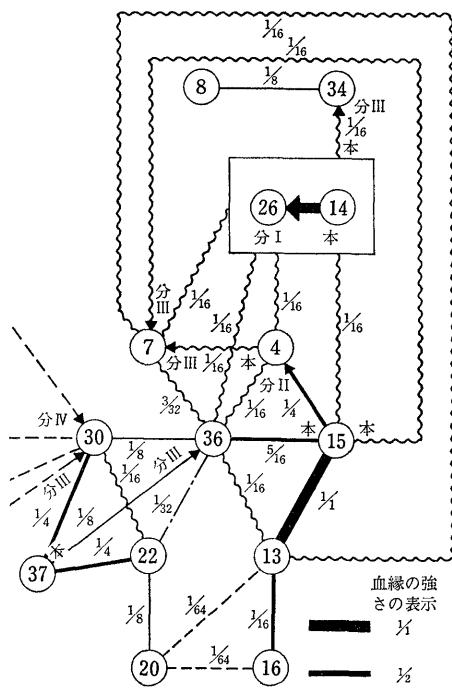
(4)

分家に代わって金銭分与で代替せられている点もまた、佐賀平野共通の傾向である。前掲、拙稿参照。

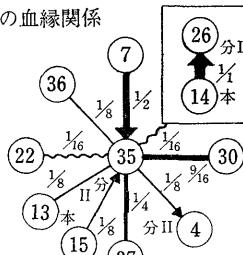
(5) 血縁関係

かつて多かった分家慣行は、現在もなお部落の社会関係に大きな影響をおよぼしている。つまり、分家は婚姻と相俟って、当部落の農家間に網目状の血縁関係を広げる結果となつたのである。第二図はその血縁関

血縁関係



③⑤の血縁関係



注：複雑さを避けるため、別途に図示した。

部落内に血縁関係のない農家

(17) (21) (33) (39)

注1. 血縁の強さの表示の仕方について

$$\begin{array}{c} X=Y \quad Z=Q \\ | \qquad | \\ A \quad E=I \quad J \\ | \qquad | \\ B \quad F \\ | \qquad | \\ C \quad G \\ | \qquad | \\ D \quad H \end{array}$$

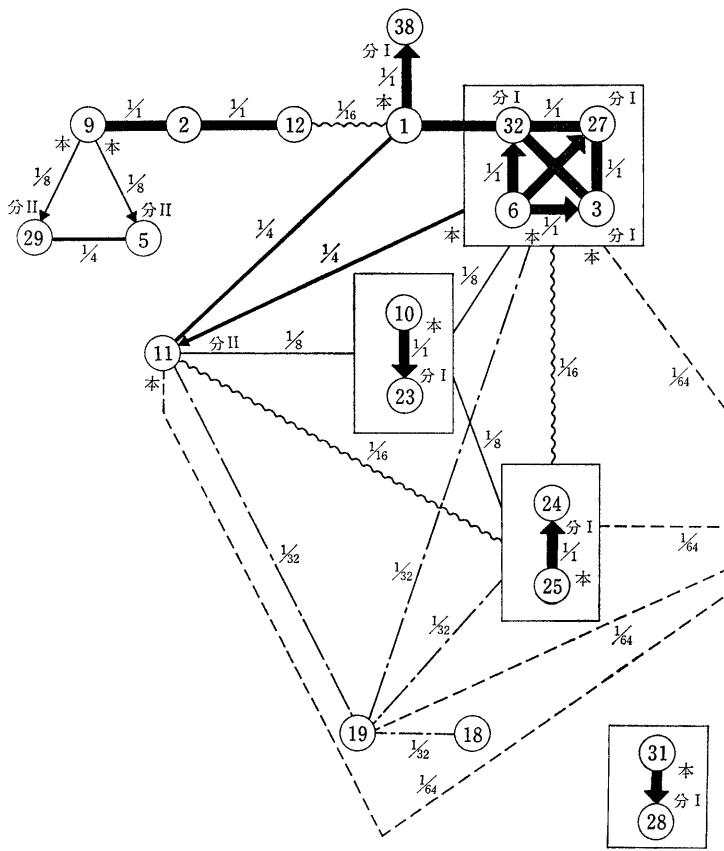
続柄

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 兄弟
(義兄弟含む) | { A と E, または I,
または J } |
| 叔父・叔母 | { A と F } |
| おい・めい | { B と E } |

- | | |
|---------|--------------|
| いとこ | B と F |
| いとこの子 | B と G, F と C |
| いとこの子同志 | C と G |
| … | C と H, G と D |
| … | D と H |

- 本分家関係は④ $\frac{1}{16}$ → ⑨のように、矢印を付し、本家には本、分家には分、と書き、その後に現世帯主は分家何代目にあたるかを I, II … 示した。分IIとは分家2代目の意味となる。
- 血縁関係を図示する際、同質でセットにして表示した方が便利な農家グループを [] でくくった。

第2図 農家間



係を図示したものである。現在部落のイエは一戸平均四・二戸のイエと血縁関係をもつ。そして、その関係が網目状にありめぐらされる時、下六丁部落全体はあたかも二ないし三の血縁集團で構成されているかの觀を呈する。血縁者は、いわゆる親戚としての付き合いを冠婚葬祭を中心として比較的ひん繁に行う。親戚の範囲は、行事の種類によって伸縮するが、図示した四代前ぐらいまでは概して親戚として意識されている。ただし、実際上の親戚付き合いをしているか否かは、血縁関係とややずれる。

一般に本分家關係は姻戚關係より代替わりしても続く傾向にあり、また同等の血縁の場合分家より本家の方が付き合いが強くなる。⁽⁵⁾ また、親戚が部落内に比較的少ない農家は概して幾代も前の遠縁とも親戚付き合いを継承しようとするし、逆に血縁は強くとも仲違いした場合には付き合いはない。⁽⁶⁾ 血縁がなくとも親方—弟子關係等を契機として親戚に近い付き合いをすることがある。⁽⁷⁾

こうした部落内農家の親戚關係は、現実の農家の、特に経済活動にとって、どのような役割を果たしているのか。本稿では、農地移動、農作業でのゆい・手伝い・雇入れ、一九七八年機械利用組合の再編、等の各局面において、その役割について触れていく。

とまれ、部落の一戸帯毎には平均四・二戸の血縁者しか部落内にはもたず、残り大多数の世帯とは他人の関係でしかない。にもかかわらず、親戚關係が網目状に広がるので、部落は擬制的な血縁集團といふ性格を帶びる。

注⁽⁵⁾ ②は一時期農地購入により規模拡大を達成した農家である。その理由を、②は分家で交際費が不要なので、資金がたまり田を貰えたのだ、とむら人は説明する。

(6) 例えれば、残存小作地の引き揚げをめぐるトラブル等の事例がある。

(7) 父親の代に、豆腐業の親方—弟子となり、現在の子の代でも未だ親戚に近い付き合いをする事例がある。

内 就業構造と農業労働力

現在当部落の農業を担うのは、農家の直系家族員である。傍系家族員は農業を片手間に手伝うことさえ稀にしかなくなつたと言える。そして農外労働雇用市場の浸透は、この直系家族員をも農業から離脱させていくというのが今日の状況であろう。こうした農業労働力（ひいては農家家族）の直系家族への純化と直系家族員自体の兼業化が、いつ頃から始まったのか。ここではそれを跡づけてみよう。

はじめに、第5表にあとつきの時期別就業経過を示した。学

第5表 就業経過別、出生年次別農家のあとづぎ数 (単位:人)

就業経過	あとづぎの出生年次による時期区分					計
	I	II	III	IV	V	
農業一筋	13	8	14	5	5	45
還流 農業が主	0	0	0	0	3	3
	0	0	0	0	0	0
兼業型	1	4	3(2)	4	8(1)	20(3)
兼業不在	0	0	0	2	2	4

注 1. () 内の数値は、農業をしていたが、途中から兼業へと転職した者の数である。

2. 除外人数：不明によるもの I 期 1, II 期 1

娘婿のため II 期 1, III 期 2, IV 期 1, V 期 2

この外に特殊例として一人娘が婚出したもの IV 期 1 がある。

3. この表での還流は、部落内に居住し、恒常勤務に就いていたものが、途中で農業に戻った場合を含む。

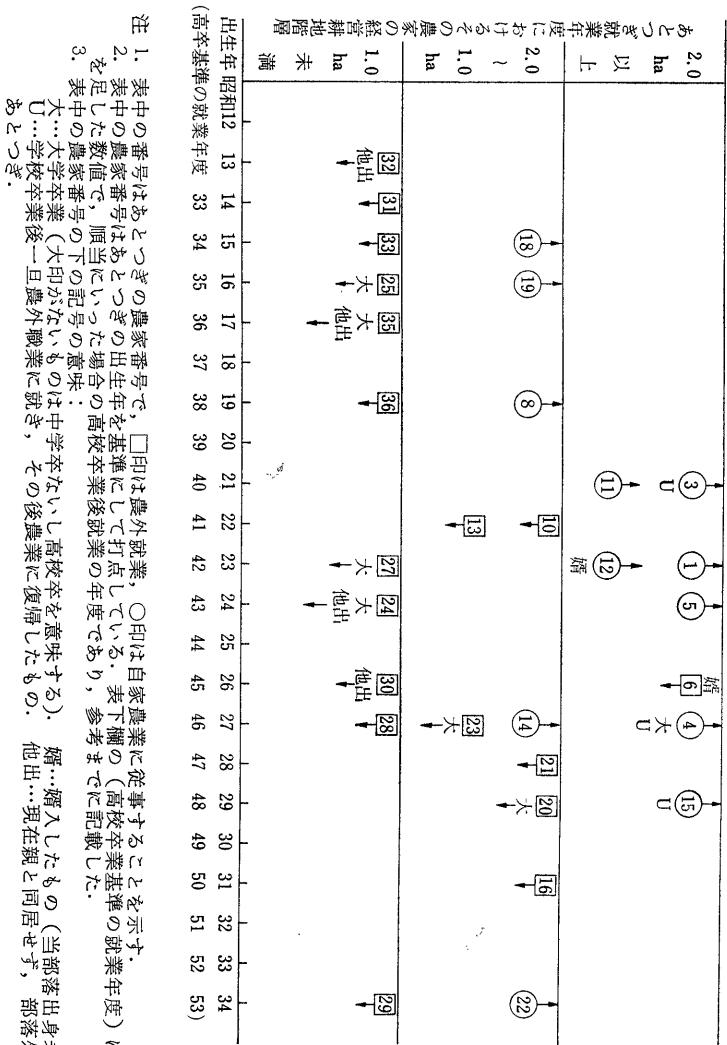
4. 兼業不在の 4 例は、いずれも学校卒業後そのまま県外(3), 佐賀市(1)に居住し、恒常勤務に就いている、あとづぎと目される長兄である。

校卒業後直ちに自家農業に就き、一生農業に従事するという「農業一筋」型が IV, V 期出生者に至つても各五人確保されていることは未だ当部落の農業に対する熱意の高さを反映している。他方、農外の職業に就く者は II 期以降出生者に漸増し、特に IV 期以降出生者では農業に従事する者を上回つてくる。また、農外職業に就いて部落外に居住する「不在兼業」型が IV, V 期出生者に各二人出現したことは、農家消滅の可能性を将来に残す兼業深化の徵候として注目される。

このあとづぎの就業の様子を特に昭和一〇年(一九三五年)以降に出生したあとづぎについて、經營耕地階層別に図示した(第三図)。二ヘクタール層のあとづぎは一貫して自家農業を継ぎ、一ヘクタール未満層は逆に当初から農外に職を得、一ヘクタール層のあとづぎが農業就業から農外就業へと転換してきたのが分る。

次に、次三男の就業経過の時期別変遷過程を第6表に示した。ここでは次三男の就業経過を学校卒業後、A そのまま自家農業を手伝い、その後最終的職業(一生の中での主な職業の意味)に就く者、B 一旦奉公または一時的な職業に就き、その後転職を経て最終的職業に就く者、C 直接最終的職業に就く者(会社員でいえば終身雇用制のレールに乗る者が多いと思われる)とに分類した。農外雇用労働市場の展開の度合と、特に次三男

第3図 昭和10年代以降出生のあとつきの、年次別、経営耕地階層別就業状況



注 1. 表中の番号はあとつきの農家番号で、□印は農外就業、○印は自家農業に従事することを示す。

2. 表中の農家番号はあとつきの出生年を基準にして打点している。表下欄の(高校卒業基準の就業年度)は、出生年に19年を足した数値で、眞当にいった場合の高校卒業後就業の年度であり、参考までに記載した。

3. 表中の農家番号の下の記号の意味：婿…婿入したもの(当部落出身者はいない)。大…大学卒業(大印がないものは中学卒業を意味する)。婿…婿入したもの(当部落出身者はいない)。U…学校卒業後一旦農外就業に就き、その後農業に復帰したもの。他出…現在親と同居せず、部落外で住んでいるあとつき。

第6表 次三男の時期別就業経過および学歴 (単位:人)

(イ) 就業状況		I 明10~30 (1877~1897)	II 明31~45 (1898~1912)	III 大2~昭4 (1913~29)	IV 昭5~19 (1930~44)	V 昭20~30 (1945~55)
就業当初	出生年次					
	最終的職業					
A 自農手伝い	農業	7 (4)	2 (1)	3 (3)	1	0
	職人・商売	0	0	0	0	0
	公務員	0	0	0	0	0
	会社員	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0	0
	小計	8 (4)	3 (2)	4 (4)	1 (0)	0 (0)
B 奉公・転職	農業	0	0	1 (1)	0	0
	職人・商売	0	2 (1)	0	0	0
	公務員	0	0	1	0	0
	会社員	0	0	3 (2)	1	0
	小計	0 (0)	2 (1)	5 (3)	1 (0)	0 (0)
C 直接就職	職人・商売	0	2 (1)	1	1	0
	公務員	0	1	1	1	1
	会社員	1	1	1	5	11
	小計	1 (0)	4 (1)	3 (0)	7 (0)	12 (0)
総計		9 (4)	9 (4)	12 (7)	9 (0)	12 (0)
〔養子・婿養子出〕		[7]	[4]	[0]	[3]	[0]
(ロ) 学歴						
旧高小(新高)卒以下		3	5	7	7	7
専門学校		0	0	3	1	1
旧中・新大卒以上		2	3	5	2	5

注 1. 対象者は調査農家①~⑯の現世帯主を中心とした父と子の3代にわたる次三男のうち、明治10年以降の出生者でかつ就業した者である。

2. () 内は分家者数。

3. 〔養子・婿養子出〕欄は、次三男総数(就業状況総計に除外人数を加えた数)の中での、養子・婿養子に出たもの。

4. 除外人数と理由。

(イ) 就業状況

I期…幼時養子出1, 不明5. II期…不明4. III期…戦死3, 不明2.

IV期…若死1, 不明1. V期…不明1.

(ロ) 学歴

I期10, II期5, III期2, IV期1である。

が農業労働力として自家に組み込まれたあり様の時期的変遷過程とを明瞭にするためである。

概観して言えるのは、A→B→C型へと就業経過が大きく変化してきたことである。III期出生者にB奉公・転職型が五人（四二%）と増えたのは、第二次大戦という錯乱事情の影響が大きかったとしても、I期出生者において支配的であったA自農手伝い型が、戦後（IV・V期出生者）にはほとんど姿を消したこと（IV期出生者一人）、逆に戦後はC直接就職型が圧倒的に多くなったこと（IV期出生者七八%、V期出生者一〇〇%）は決定的である。この限りで、次三男が就職までの一時期を自家農業へと労働提供し、農業生産へ一定の役割を果たすというパターンは、大正期（II期出生者）以降減少し、戦後（IV・V期出生者）には消滅したと言い得よう。

のことと裏腹の関係にあるのが、分家の創設である。第6表にはカッコ内に分家をした者の人数をも示してある。それによれば、A自農手伝い型一六人中分家をした者一〇人（六三%）、B奉公・転職型八人中分家四人（五〇%）、C直接就職型三七人中分家一人（四%）である。B奉公・転職型の分家には、戦争および農地改革への対策としての分家が含まれている（二戸）のでそれを除外すると、分家とは從来、学校卒業後も自家に留まり、農業労働力としてイエに奉仕・貢献したA自農手伝い型

に認められることが多かつた、と言い得るだろう。⁽⁸⁾

さて、第7表は娘（あとつき娘を除く）の就業状況と結婚先とを整理したものである。次三男に比べると、忘れ去られがちなためか「不明」の多い欠陥があるが、一般的傾向はつかまえられる。それによると娘の場合、学校卒業後結婚までの就業状況は、III期出生者までは自家で農業ないし家事を手伝うものがほとんどであったのに対し、IV期出生者になると自家で農業ないし家事を手伝うものと勤めに出るものとが相半ばする。しかも、自家に留まるものの中では、農業に従事するより家事手伝いの方が多くなるという逆転がみられる。さらに、V期出生者ともなると、ほとんどが勤めに就くことになるのである。

このように娘の場合にも、次三男と同じ傾向が、やや時期がずれつつ、進行したことが分る。つまり、戦後（IV・V期出生者）は娘もまた農業労働力として自家に組み込まれなくなつたのである。ただ、勤めに出る場合、V期出生者においてもなお自宅からの通勤という形態をとっていることが、次三男と極端に違う特徴である。

以上、直系家族員（ここでは男子あとつき）の兼業化が、高度経成長期以降には中規模經營耕地階層（一ヘクタール層）をも席けんして進行しつつあること、ただし農業労働力の直系家族への純化は、戦前期から一貫して進んできた結果、戦後は

第7表 娘の就業状況と結婚先

(単位：人)

時期区分 就業状況 と結婚先		I 明10~30	II 明31~45	III 大2~昭4	IV 昭5~19	V 昭20~30
総人數		25	18	33	33	30
学の卒業後結婚までの状況	自家農業手伝い	2	9	18	5	1
	家事手伝い	1	2	11	13	2
	自宅から勤め	0	0	0	11	23
	自宅外から勤め	0	0	2	4	4
	不明	22	7	2	0	0
嫁ぎ先の職業	農家	14	10	12	7	5
	勤務者	1	0	14	10	14
	商売・職人	1	2	1	10	2
	不明・その他	9	6	6	6	9
結婚後の居住地	部落内	3	2	6	1	0
	県内	11	11	15	21	10
	九州内	3	0	5	6	4
	九州外	0	0	2	5	9
	不明・その他	8	5	5	0	7

- 注 1. 自家農業手伝いと家事手伝いとの区別は明瞭ではないと思われる。かなり主観的判断の入った区別である。
2. 「不明・その他」の「その他」には、若死によるもの(III期3人)、未婚者(V期の嫁ぎ先の職業欄8人、結婚後の居住地欄7人)が含まれている。

既に確立していたことが指摘できる。

注(8)

戦時中あとつき応召中に次男が農業労働力として自家を支え、その見返りに戦後分家をさせられた農家があった。だが、その分与農地は少なかった。これを村人は、あそこの本家は自家農業を手伝わせたのに少ししか分けなかつた、と評する。

(七) 農地移動

第四図は、一九五五年(昭和三〇年)以降の当部落の農地移動の変化を示したもの

である。それによれば、一九六四年以前には比較的活発であった残存小作地の引き揚げ・返却、自作農地の売買が、六五年以降に急減したことが知れる。その原因の一つに、特に戦争を契機として部落に引き揚げ、なにがしかの農地をつくっていた疎開者が、六四年以前に離農・離村し、再び都会へ転出していったという事情があげられる(一)

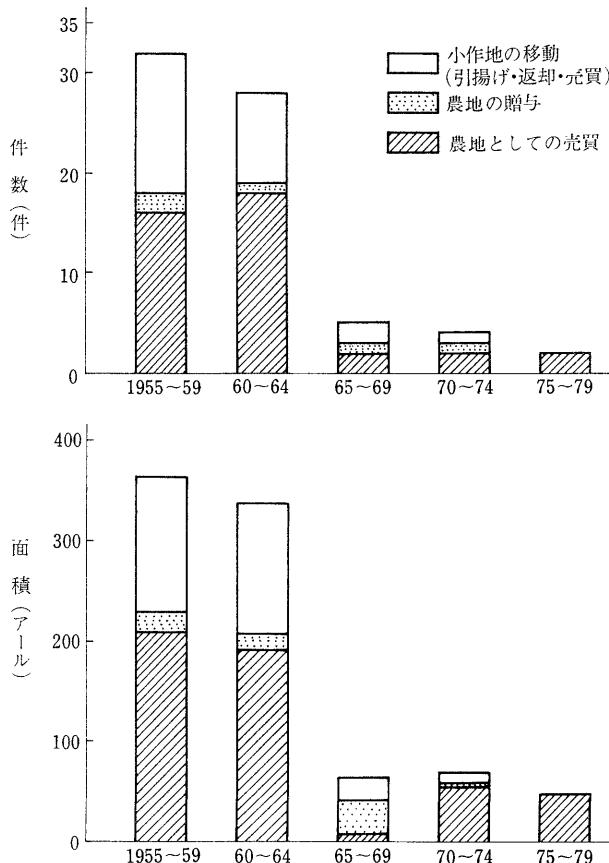
△ノート△ 部落ぐるみ生産組織の構造の展開（上）

一五六

九五五～六四年の転出者五戸、その残存小作地移動四件、三九アール、自作農地売却九件、一一〇アール）。
だが、より基本的には部落内農家自体が六五年を境にして農地移動をしなくなつたのである。例えば、自作農地の売買の場

合、一九五五～六四年に売却した農家の頃ぶれは二三戸（内訳、現部落内世帯五戸、転出者二戸、部落外者六戸）、購入農家は二〇戸（内訳、部落内農家一五戸、部落外者五戸）であった。
それに対し六五～七九年には売却農家は四戸（内訳、部落内農家三戸、部落外者一戸）、購入農家五戸（内訳、部落内農家二戸、部落外者三戸）と減少する。六四年以前には比較的多くの農家が売買に加わっていたのに、六五年以降は特定の少数農家しか売買をせぬようになっている。

第4図 農地移動の年次推移



ある農家はこの農地売買減少の理由を、普通の農家は先祖からもらった農地を売ることはしない、売るというは余程のことだ、と説明した。この言葉からすると、六五年以降の農地売買の減少は、売らざるをえない余程の事情が減少した結果生じた現象であ

ると推論されるのだが、それは、従前からあつた農地の家産視（先祖からもらった農地）とも符合しているのである。

さて、ここで当部落の農地売買のあり方を述べよう。

当部落において、農地の売買交渉はきわめて秘密の内に進行する。売手にとって、先祖からの田地を売るのは非常に恥ずかしいことと意識されているからである。従って、売買の多くは売手と買手との直接交渉で決められる（自作農地売買三九件中、仲介者をたてたのは一〇件、仲介者の頼ぶれは②四件、⑥三件、転出者の妹二件、売手の友人で買手の兄にあたる人物一件）。その結果、取引は売買農家の相対で、他の農家の知らない間に決着がついてしまう。そのため、市場競争がないので安値で売買され易く、また他の農家は取引が終わつた後それを知つて、それなら自家がもつと高値で買つただろうに、と悔やむことになる。

仲介人をたてると、こうした弊害は比較的防げる。昔は「小

頭」といつて手数料をとつて専門に扱う世話役がいたが、戦後はそうした者はいない。④が仲介人になったのは、転出者が離

村して一九五五年当時八六アールを売却した際、買手を見つけたため一部を④に依頼したもの、⑥の場合、売手の某と遠縁にあたり、日頃から相談相手になつてゐるという事情がある。いずれにしても、両者とも売手の方の信用を得て、頼まれて仲介

人となつてゐるのである。仲介人の心得については必ずしも一般通念化しているわけではないが、⑥は次のように述べる。

仲介を頼まれた時、自分は売手に対して

①売値はいくらを望むか（相場を教える）、

②税金がどの位ひかれ、実質手取りはいくら位になるがそれで良いか、

③特に親しい親戚（叔父・叔母ならもう言わない）にはまず声をかけたか、

を訊ね、その後に始めて買手を探す。買手を探す基準は、

④金を持っていること、

⑤隣接地の所有者、但し隣接地所有者より親戚の方が優先される。この際本分家関係と姻戚関係の親戚間に優劣の強弱はない。また、隣接地所有者に專業農と兼業農といふ場合、專業農を優先する、

⑥親しい友人、

等である。なお、仲介を頼まれた時仲介人自身が買うのは妙な具合で難しい。

農地の買い方については過去から現在まで幾つかの形態があつた。第一には、一九五五年以降の売買例には見られないが、買い戻す約束（返売）付きの買入れである。この場合は、相場

より二割引ぐらい低めで購入し、戻す時は相場で売る。

第二は、売手に金を貸し、田を売る時には自分に売るよう口頭で言う場合である。あるいは抵当物権という形で正規に金を貸す方法もある。

この例は一九五八年に三件の例がみられる。たとえば、農家Aは伯母にあたる転出者Xの田一五アールを買う気でいた。ところがXは農家Bから以前に一〇万円余の借金をしていて、AはXにその借金を返済して一〇アール当たり三〇万円で自分(A)に売れと進めたが、XはBに悪いからと言つて、Bへ売却してしまった。借金の利子が大きくなつていただらうが、安値で売つたことになる。

第三は、手付金を打つ。これは現在でも一般に行われている方法で、特に売手が迷わないことを望む意味で出される。普通買値の一・三割らしく、残額は登記時に支払われる。違反時は手付金の倍額を返す約束である。

こうした売買方法の一端にもうかがえるのだが、買い方のことは、「先手を打つ」ということである。それは、特殊事情により始めて農地が売却に出され、かつ秘密裏に取引が行われるという、非市場的な農地市場の特質と、現実には売手より買手の方が多いという需給アンバランスとに規定された、厳しい農

地獲得状況の表現である。

例え、一九七九年農家Aのところへ、農家Cの母（親戚ではない）が来て、田二二アールを賣わなかとどちらかけた。Aは一〇アール当たり三〇〇万円なら買うが、まずは親戚に声をかけてみてくれ、と言つた。Cには部落内に兄弟やいとこがいるのである。他方農家D（Aとは親戚、Cとは他人）は、友人C自身から農地売却希望の話を聞き、即金でそれを買ひ取る。Aにとつては仁義を通そうとして起きた一瞬のすきが、農地買入れのチャンスを逸する結果に終わつたといふわけである。

ところで、農家Dはこの一七年間で五四アールを買ひ足した部落でも急上昇した農家である。現在あとつぎは農協に勤め、農業は世帯主とあとつぎ妻とで行つてゐる。二三〇アールの經營地の外に施設園芸をも営み、一家総所得は、相当額になるとみられる。このあとつぎの農地買入れの考え方は次のようである。

親父のように汗水たらし小金をためてある額になつても、その頃には田を買う決断が出来ない。親父は借金までして買う必要はないと言つたが、自分は農協から五〇〇万円借錢して買った。一〇アール当たり三〇〇万円なら五・六年

で借金が返済できる限度である。自分は葬式代だけは貯金

方が良いと思う。

するが、それ以上は金をもたぬ主義だし、まさかの時に備えて自分には保険金一億円、妻には四千万円をかけている。

出来れば二七〇～二八〇アールまでに規模拡大したい。田を買う場合には売手と余程親しくて、しかも資金を蓄えていないとだめだ。そして相手の身になつて買わないといけない。けれども農協に勤めながら、他人を押しのけてまで買う気はない。また、部落内では売る際は親戚に声をかけるのが筋だ。なにしろ農家はお互い一生付きあつていかねばならないのだから。

農地売却に際しては親戚に声をかけるという規範が果たして存在するのか否か、先の農家Aの例を題材として、農家E、Fにその意見を聞いてみた。E、Fとも、買いそびれたA、売手C、買手Dと親戚関係をもたぬ農家である。両者の意見を併記すれば、

Eの意見……親戚に声をかけよと言うのは必要がないことだ。なぜなら親戚が買う気があるかないかは聞くまでもなく分ることだから。従つて親戚へ言わずに売つても良い。Fの意見……先祖の財産を売る場合にはそれなりの理由があるから売るのだ。義理人情で安く売るより高く売つた

親戚に声をかけるべきだというAとD、必要がないというEとFとの意見の食い違い、それは一つには両者の立場の違いから生じてきているように思える。(つまり、現にこれまで農地を買い入れた経験をもち、この事例でも買手当事者として登場するAとDは、自身が仁義にのつり買つていてる点を強調する。世間の批判の目を受けるか乃至は現に受けているという危惧感がそうさせるのである。

他方、EとF両者はこれまで農地を買った経験のない、しかし現在は出来れば買いたいと思っている農家である。彼等にとって、親戚に声をかけるという現実には破られがちな規範をこうとさら述べたてるのは、無用な言い訳に感じられるのである。農地売買に際しては親戚に声をかける、という規範は、こうした大義名分と現実とのずれをもちつつも、あいまいながらなお一定の影響力はもつ規範と言い得るだろう。

なお、売手にとつて、この規範はある種の規制力をもつ故にかえつて守り難いものとなつてゐるようだ。というのは、親戚に知られるととやかく批判のみされがちなために、兄弟等の近い親戚以外にはかえつて知られたくないという気分に買手をさせるものだからである。

第8表は、農地移動がどのような社会関係の間で現実にやりとりされているかを整理したものである。それによれば農地売買の場合、部落内農家間では親戚間（本家間と姻戚・遠縁間との合計）売買一〇件、一六四アール（部落内農家間売買の総面積の四八%）とかなり高い割合を占める。だが部落外農家間との売買を含めた売買総面積に対する割合では、部落外農家に

全く親戚が含まれないために三二%に低下する。基本的には、農地売買とは閉鎖的ではあるが、自由競争を基本にした経済的行为の一種であり、親戚に声をかける規範はやや空洞化した大義名分になっている、と言えよう。

次に同じく、第8表によれば部落外農家との売買は一六件、一六三アール（売買総面積の三二%）となって、親戚間売買（三二%）と全く同割合である。農地売買に際して、部落内農家と部落外農家とを区別するこのような社会規範の存在を示唆するものとして、次のような事例があげられる。

一九七二年世帯主兼業農家Gの妻が、普段から懇意にしている遠縁の農家Aへ田四五アールを買ってくれと言いに来た。Aは買う気は充分にあつたが、話を聞いてみると借

わざに村外者YへGは売つてしまつた（一〇アール当たり七五万円）。Gと賣手Yの兄が友人同志で、Y自体は近くの国道沿いで土建業をやっている（従つて、将来の転用を見込んでの買入れと推測される）。「村外者へ売つた点に批准の口調がこめられている……筆者注】

この事例について、別のある農家はこう感想を述べている。

「我が家もあの田は買いたかつたが手遅れであった。一般的に言って、部落外の者へ田を売つても問題はないが、部落内で買う気のある者は不満だろう。村外者Yが現在もトラクターに乗つて田を耕しに来るが、見ていて気持の良いものではない。この辺りは道も狭く、水路もいり組んでいるので、部落外の者に例えば道に農機具を置いて通せんぼをする等様々な嫌がらせをすることが良くあると聞くが、自分なんかもふとやつてみようかと思うことがある。うちの部落は第一次構をやり、田が整備されたので他処部落と比べて、入作し易くなつてゐる点がある。」

一九七七年農家Dは、田二五アールを村外者Zから一〇アール当たり二〇〇万円で購入した（手付金三割）。Dとしては知人に以前から田を買いたいと話していて、その知

第8表 農地移動(1955~79年)の社会関係

	件数 (アール)	農地移動のうち、特に転出者と⑩、⑪によるもの			
		転出者によるもの	⑩と⑪農家によるもの	うち村外者	
売	本分家間	1	13	13	0 (0)
	姻戚・遠縁間	9	151	17	0 (0)
買	本分家間	30	342	11	16 (0)
	姻戚・遠縁間	9	151	17	0 (0)
賃	本分家間	2	15	7	0 (0)
	姻戚・遠縁間	4	52	13	0 (0)
与	本分家間	20	231	12	18 (0)
	姻戚・遠縁間	4	52	0	0 (0)
贈	本分家間	5	73	14	5 (0)
	姻戚・遠縁間	12	53	5	0 (0)
計		71	877	12	53 (0)
					149 (0)
					16 (63)
					235 (63)

注 1. 1979年総営農地5,103アールを基準とした数後25年間の農地流動率は17%，そのうち売買流動率は10%である。

2. 右欄は、左欄の農地移動のうち、特に大量に農地移動をした(A)当部落からの転出者(5名)と(B)現在も部落内にとどまる2戸(⑩、⑪農家)，という両者の農地移動の件数・面積を特に表示したものである。なお()内数値は転出者もしくは⑩、⑪農家と村外者との農地移動面積を指す。

3. 当表では、公共目的による強制買収、農地交換等による農地移動は除外している。また転用のための農家間農地売買もなかった。

4. なお、農地売買の中で隣接農地の所有者間での売買は、本分家間および姻戚・遠縁間の両者ではなく、他人間の村内間移動に3件23アール、他人間の村外との間の移動に7件52アールであった。

人の仲介によつたのである。ただDは言う、自分には他処の部落の土地を買う度胸はない。この田の場合何人かの親戚にあたつて買手がないと言うので、自分が買ったのだ、と。

以上の二事例を見る限り、農地売買に際して部落内農家を優先するという規範は、先の親戚に声をかけるという規範と同じ程度の厳しさをもつて存在する、と見てさしつかえない。ことに

クリーク農業地域の場合、手狭な道、入り組んだ水路等を介して村外者は部落の制裁を受ける可能性が現実にありうることから、この規範を破つた際の危惧感は切実味を帯びている。事実、売手乙の住む部落の集会では、D糾弾の声があがつたといふ。なお、農地売買についてのこうした規範のあり方は、この部落の場合佐賀一般農村の中でも必ずしも強い方とはいえないのではないか。例えば、佐賀平野西部の一部落練ヶ里の場合、親戚・部落内農家で売買するという規範はたてまえとして

も実際上でも遵守されているのである。⁽⁹⁾
残存小作地の移動に他人間の、しかも部落内移動が多いのは、戦前の地主小作關係が他人間で展開していたことと、農地改革では部落内農地が地主保留分として残されたという事情の反映と思われる。

残存小作地の移動の結果、農地がいづれの自作地になつたか

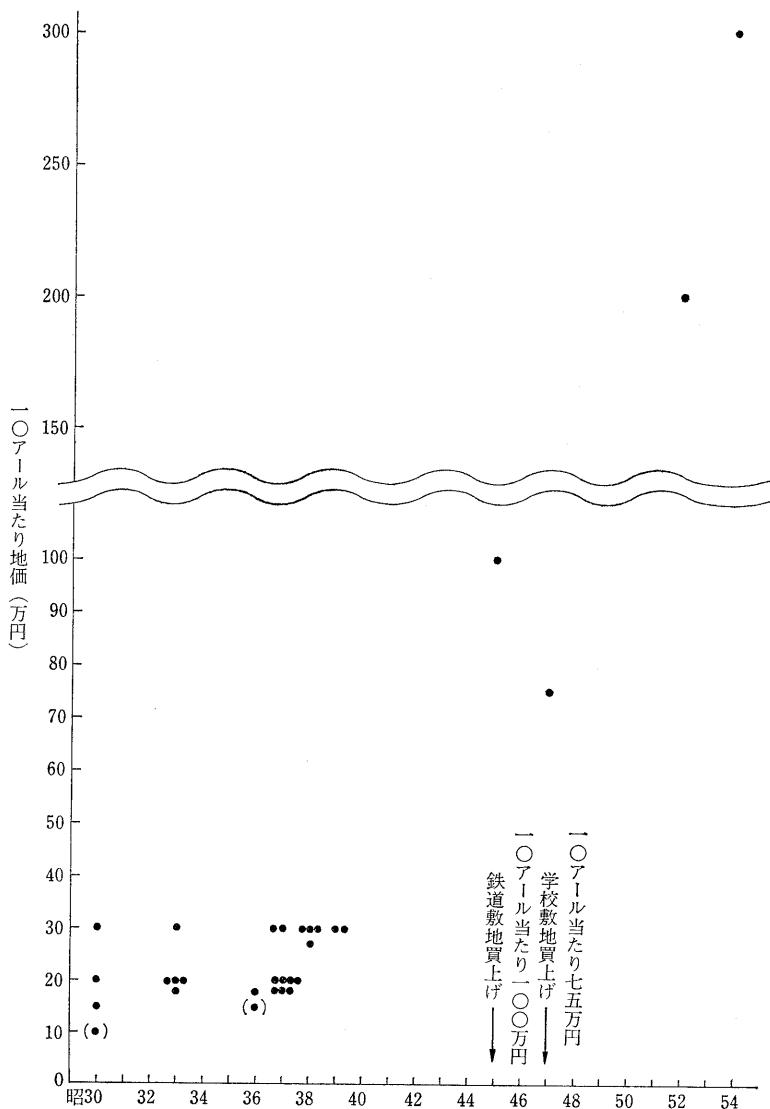
を分ければ次のようにある。移動総数二六件、うち地主へ帰属二二件、小作へ帰属三件、地主による第三者への売却一件、である。また、地主による残存小作地の引き揚げに際して、一般的にはなにがしかの見返り条件があり、二二件中農地を見返り贈与したのが六件、その他は若干の金銭で清算したものが多いようである。

農地を見返り贈与したもののうち面積のわかる五件の平均は、引き揚げにより地主の自作地となつた農地面積一三アール、見返りに地主が小作人へ贈与した農地面積四アールである。金銭清算に関して、額は未調査だが条件については個別事情が色々と投影しているようである。一九七四年一一アール引き揚げの事例の場合五万円となつていて、意外と少額で清算されている。条件なしで返却された例も幾つもある。

例えば、一九五八年残存小作田八アールを地主（部落農家）へ返却した農家Bの場合、条件をつけなかつた。Bは農地改革で地主より三〇アールの解放を受けていたからだという。

残存小作地の移動が、農地売買と微妙にからまることがある。農家Aは、屋敷の近くの田六アールを買いたいと思つていたが、その田の持主Wは当部落の別の農家Hへそれを売

第5図 農地価格（農地としての地価）の推移



注 1. () を付したものは畠地価、それ以外は田地価である。

2. 当部落農地売買のうち、年次・地価の分るもののみを打点した。

つてしまつた。Hは部落周辺に田を持たぬ農家でわざ田（屋敷周辺で、稻刈干し等に利用する）として高値で買つた。売手Wは部落外の者である。Wは実はAから残存小作地二九アールを借りてゐる農家でもあつて、その田を売るといふと、耕作する力がないとみられて、残存小作地をAに引き揚げられるかもしれない恐れて、Aに話をもつてこなかつた、ということらしい。

次に、第五図は、農地売買についての地価の推移である。特徴的なことは、一九五五・六五年の一〇年間、地価は二〇・三〇万円の低水準に停滞し、六五年以降飛躍的に高騰する点である。地価が低水準で停滞した理由は、現象としては次の事情による。

つまり、当部落では農地を売るのは恥ずかしいことだから、陰でこっそり売ろうとする。売手は多少安値でもあわてふためいて売つてしまふのである。また、農地の売却は、特定農家二戸が通算一六件、二三五アールの大量売却をしている。これら二戸は各々、体が弱く温厚で、あるいは事業失敗等によつて売却を余儀なくされたわけだが、比較的安値で売つてしまふ傾向が特が強かつた。地価相場がこれに規定されたのである。

こうした低地価水準を破り地価高騰の直接的契機となつたの

は、一九六五年、六七年の鉄道敷地（一〇アール当たり一〇〇万円）、学校敷地（一〇アール当たり七五万円）買い上げという、公共転用地買収価格である。それ以降は、世間相場の地価上昇に対応して当部落の地価もはねあがる（一〇アール当たり、七七年二〇〇万円、七九年三〇〇万円）。そして、それでもなお買いに回る農家の購買力を支えるのは、一つは農業生産力に裏づけをもつた小農特有の地価採算のあり方であり、他の一つは兼業収入等農外要因の影響である。

農地買入れの考え方を語るひとつの一例を掲げる。あとつぎが勤めに出る、経営耕地規模中位のある農家の親父は言う。

我が家にも田五〇アール位は買える金は出来た。そこで自分は息子に言つて いる。「田の売りが出たら買えよ、そしてお前は一生勤めるとしても、お前の子が大きくなつた時には専業農家としてやつていけるだけの田を確保しておけよ」と。

注(9) 前掲拙稿、三六・三八頁。

(10) 佐賀県の農地価格のあり方を論じたものとして次の二稿が興味深い。土屋圭造「地代と農地価格」（篠原泰三編『農業土地資本の研究』、東京大学出版会、一九七三年）、梶井功・田代洋一「農地価格の形成と農地移動」（『長期金融——農地問題と投資——』第一〇

(八) 部落の社会形態

ここで部落の社会形態上の特徴を、幾つかの側面について検討しよう。

まず、部落の閉鎖性と関連する、戸数変動の問題である。戦後において、当部落の経験した戸数変動は、一般と比べてかなり大きい、と思われる。分家による増加が八戸、うち六〇年に分家した一戸を除けば、その他七戸はすべて四五〇五年の期間の分家である。分家者の出生年次はⅡ期三人、Ⅲ期六人で、すべて戦前に就業年齢に達していることから、分家 자체は戦前の就業経過によって既に決まっていたと言えるものであろう。

ただし、それ以上に戦争の影響が大きい。分家が直接戦争の影響でひき起こされたと考えられるもの五戸、内訳は戦時中世帯主ないしあとつきの応召の間を埋めて、自家農業を支えたもの三戸、戦争による引き揚げ二戸、である。なお、この五戸の中には、既述の理由と重なるが、農地改革の際の地主側の小作農対策という側面を有するものが二戸含まれる。

戦後離村した世帯は、少なくとも九戸ある。内訳はもとから当部落の農家であったもの一戸、戦後分家一戸(ただし、この分家は本家と同居していたので、本稿の分家定義の条件を欠く

が、一般に分家と思われているので分家と扱う)、戦時疎開者ないしは引揚者六戸(うち部落農家の親戚四戸)、一〇二年間寄留した八百屋一戸、である。また、このうち部落で農地を所有ないし借地したのは六戸である。離村時の農地の処分方法としては、返却・売却したもの四戸、本家に耕作を任せたもの一戸、神埼町に出て現在もなお耕作に通うもの一戸、である。離村時期は五四年以前に五戸、五五〇六年に四戸となる。

このように部落の世帯数変動は大きい。けれども基調は分家創設による増加であり、減少は分家および一時的流入者の転出が大半を占める。この限りで、部落は他処者あるいは分家に対して閉鎖的ではなかった、と言い得よう。とはいっても、彼等が転出せざるをえなかつたのは、経済的基盤の薄弱さの故であり、それは彼等新参者が部落に食い込むことの難しさを現わしている。つまり、部落にもともと在住する農家自身は堅固に根づいていて、ただ新参の外縁層のみが増減を繰り返す。部落の基調は、定着的で堅牢だ、ということである。

次に、部落の役職ヒエラルキーについてである。第9表は一九七八年の部落役員および役員手当一覧表である。第9表にもうかがえるように部落には、四つの隣組(古賀と呼ばれる)があり、それ全体を統轄する区長がいる。他方に、農協の下部組織としての生産組合があり、やはり組合長と四班長が配されて

第9表 1978年度部落役員手当

役職名	金額	米換算
長	59,500	3.5 倍
長	59,500	3.5
合計	34,000	2.0
長	34,000	2.0
会計	34,000	2.0
名	68,000	4.0
給	5,737	0.3

いる。この区長および生産組合長が部落内での主要な役職である。外には七〇年設立された機械利用組合の役員が現実に大きな役割を果たしているが、ここでは省略する。

部落の範囲を越える公職として、町会議員、農協理事、農業委員がある。ただし、農協理事と農業委員とは、近隣数部落が連合して一人を選舉に推薦しており、当部落の場合六四年以降農協理事（現在郡農協組合長）を継続して出している手前、農業委員は遠慮している。

ところで、この部落の部落役職の就き方は地区一般と比べてやや特異である。戦後一九四七、四八年以降の区長、生産組合長就任者はともに現区長、組合長が三代目である。頗ぶれは区長の場合、⑨の父（在任時の年齢五〇～六歳）、⑧（五八～七二歳）、⑥（六三歳～）、生産組合長の場合、⑭（三〇～四四歳）、⑪（四三～五六歳）、③（五五歳～）、であり、前任二者の平均在任期間は区長一五年、生産組合長一四年、となる。

このような在任期間の長さを部落の農家は、適任者にやっても組合長が部落内での重要な役職である。外には七〇年設立された機械利用組合の役員が現実に大きな役割を果たしているが、ここでは省略する。

終戦後の米供出割り当てが厳しかった時、皆が沈黙する中で、自分は義憤から役場を向こうに回わし、供出割当量削減を唱えた。それが、データにもとづき説得性をもつていたためか、割当量を削減することが若干ながら実現できた。そこで村人の信頼を得て、まだ若かつたが生産組合長に推されることになった。

こうした個人の実力本位の役職への就き方は、公職の場合に一層顕著に現われる。六四年の農協理事選では、②とその兄⑤とが同時に出馬する。それ以前には⑪が一期務めただけであるから、この四〇戸にみたない部落から二人も立候補すること自体異常なのだが、②は一五年の生産組合活動歴と部落の支持を得て、⑤は農協参事という実績を背景にして、両者とも当選する。そして六七年の農協組合長選では、再び②、⑤と当時の組合長現職の三人が三つともえの選挙戦を争った末に、②が組合長となり、以降現在まで四期を務めている。

町会議員は戦後久しく当部落から出なかつたが、六七年⑩が当選し、以降連続四期当選して現在に至っている。⑩はその父の代年雇としてこの部落に転入し、現在は部落内で従業員五

六人を雇う建設会社を自営する。^⑩もまた自分の実力で町議になつた人物といえよう。ところで、七八年の町議選において現職^⑪と同時に^⑫が立候補した。^⑬は、部落に予定された塵芥焼却場の機種選定における町長の独断専横に異議を唱えて、出馬したのである。焼却場建設に反対する若者を中心とした七・八名が^⑭支持に回っただけで、部落内での支持は現職^⑮に固まつた。だが^⑯は、某県会議員の地区後援会長、P.T.A.会長、青年団O.B.といったこれまでの幅広い活動歴を活かして、また親戚関係をたどつて、当選する。

このように、当部落の公職者はきわめて実力本位で就いていふのだが、そのことは部落役職と公職との制度的繋がりが断たれていることを意味する。ここには、例えば佐賀平野西部の一

部落練ヶ里で見られたような役職ヒエラルキー——部落農家は地道に個々の農業に励みつつ、年齢とともに部落役職の階梯をのぼりつめ、その後部落推せんの下に公職に就き、一期務めると後進に道を開き勇退する。部落は、そうした公職・部落役職ヒエラルキーに個々の農家を推せんする権限ないしは影響力をもつことによって、部落の農家に対する統制力をもつ——は存在しない。

ここでは部落役職は、公職との繋がりをもたない単なる世話役というやや魅力に欠けるポストである。公職は個人の非凡な

能力や活動により獲得されるポストであり、一般に農業にたずさわるのみではそれに就く機会は全くない。そして、そうした厳しい条件を充たした特定個人がこれら公職と部落役職とを独占する限り、一般農家にとっては年齢・能力とも相応の資格があつても、現実には全く役職に就く機会がないことにもなる。つまり、公職・役職面において個人の実力本位ということは、誰にでも機会が開けているという一面と、しかし大多数の地道な日常生活をおくるものにはそれら役職は回つてこないという、二側面があると思われる。この意味での閉塞状況が、この部落の農家の意識の底流に流れている可能性があるとみても不自然ではない。

この人物本位の公職への就き方に関する、^⑰は、

確かにこの町においても輪番制で町議を出している部落が多いし、その方が部落の和もとり易い。ただ、そうした輪番制議員は任期が短いため、町議会において発言力が弱いのが欠点である、

と評価している。

こうした個人の実力本位の公職への就き方が当部落で行われる理由は、直接的には部落の人口規模によると思われる。つまり、戸数三九戸程度の部落では、他部落から票を集めなければとても当選が出来ない。^⑲そこで他部落の票をかき集め得る実力

をもつた者しか公職に就きえないものである。ただ、更にその背後には、当地域の労働集約的農業生産構造とそれに対応するルーズなイエ制度、そしてそれが形成する部落や政治構造等の社会的土壤があることをここでは指摘のみしておこう。

ところで、部落に存在するグループの分け方として年齢階層がある。詳細にいえば、当部落の農業専従の世帯主とあとつきは、六〇歳代、五〇歳代、四九～三五歳、三五歳未満、の四階層に分けられる。

六〇歳代は概して上層農の世帯主に多く、旧地主ないし自作農層出身で生活基盤も安定していて、もっぱら農業に精勤する個別經營中心の人生を歩んできた。区長⑥、生産組合長⑧、前生産組合長⑩、等々現在の部落役職を占めるのも彼等である。他方、五〇歳代は多感な二〇歳代を終戦後の激動期に迎えた者たちであり、②を代表格として社会活動に積極的に参加してきたものも多い。彼等は概して旧小自作農層出身で、その經營耕地も一ヘクタール台の中位農家が多かった。町議⑪や、機械利用組合の中心となる⑨、⑫がこの世代に属する。

五〇歳未満三五歳以上層は、層が薄く人柄の温厚なためか表面で見る限り親や五〇歳代の影に隠れ、層として特徴的な動きをしていない。機械利用組合についていえば、彼等は良き追随者であり、実務の担い手であったようみえる。

三五歳未満は六～七人の層をなしている。彼等は六、七〇歳代の父を持つ上層農家のあとつきであり、農外に就業した同世代を横に見ながら農業に就いた者たちである。そして、稻作の規模拡大という夢を一時期機械利用組合に託したのだが、一九七九年春の機械利用組合の脱退・再編問題は、この彼等の挫折と不満が震源の一いつとなっている。

さて、部落の仕事の中味を、部落会計簿と区長の活動（日誌に見る）との二面から検討しよう。

第10表は、七八年度部落会計である。

まず、部落費用の内訳をみると、土木事業にかかる費用（夫料十資材費）総額四七万六千円となって、総費用の四四%を占める。特に、事業費に占める割合は、第二位の消防費が九万五千円となつていて、隔絶して大きい。部落活動における土木事業の重要性を示していると言えよう。⁽¹³⁾

ところで、土木事業には二種類ある。一つは部落世帯総出で出役する公役で、これに関しては労働費（夫料）は支払われず、逆に出役しなかつた者から出不足料が徴収せられる。道普請、川浚え、宮掃除等の作業がこれにあたる。二つは部落内的一部世帯のみが出役する公役で、これには七八年で一日当たり三〇〇円の労賃が出役者に支払われる。通例では、一ヘクタール以上の農家に一人宛の出役を課する形で実施されることが多い。

第10表 1978年度部落会計

(1) 部落費用の内訳

	支出金額	徴収方法
部落経費	164,755	戸別割 ⁴⁾
部落役員手当	289,000	反別割 ⁵⁾
臨時割時費用 ¹⁾	17,000	〃
「大割」地区夫料 ³⁾	23,970	〃
「下六丁」地区夫料	226,500	〃
「入作地」夫料	100,000	〃
別途勘定 ²⁾ 土木資材費	100,000	〃
電灯料	31,261	戸別割
消防費	95,000	反別・戸別割 ⁶⁾
「大割」地区夫料 他村支払 ³⁾	25,568	反別割
計	1,073,054	

なお、夫料 1日 3,000円

米 1石 17,000円

を基準とする。

また、部落総出の区役における欠席者への賦課金いわゆる出不足料の徴収金額は21,350円であった。

(2) 部落経費明細

	支出金額
島田舗装時茶菓子代	3,070
土木査定費	5,300
区長蛇貫川浚の費用	2,400
部落川浚時費用	14,965
清潔検査接待費	10,500
メートル尺購入代	2,000
焼却炉説明会茶菓子代	300
町長当選祝酒五升	7,275
町議選陣中見舞 2人分酒10本	14,550
綾部参拝費用	25,325
夏期宮掃除時クリーミ代	1,700
秋祭連根代	10,000
敬老会タクシー代	530
体育協会費	7,800
日赤募金	11,400
赤い羽根募金	10,000
社会福祉協会費募金	14,000
消火器入替	2,200
計	164,755

注 1) 夫料とは部落の一部のもののみが出役した区役の労働費を指す。1日3,000円である。主として水路整備作業である。

- 2) 1) 臨時割時費用とは、部落費徵収時の費用のことである。
- 2) 別途勘定は部落資料で一般的の部落費用と区分され、別途勘定として取り扱われており、それに準じた。また「土木資材費」とは、土木事業にかかった資材費である。
- 3) 「大割」地区夫料および「大割」地区夫料他村支払とは、「大割」地区は蛇貫川からひかれる井樋で灌水されている。この井樋の管理は部落内農家②と他村の者に任せられている。彼等各自に対する夫料として支払われる。
- 4) 戸別割は、1戸を免除した38戸の負担による。
- 5) 反別割は、賃貸価格を基準とする。
- 6) 消防費の反別割と戸別割の割合は、1977年まで50:50, 1978年からは30:70になる。

水路整備等が主な作業である。部落会計には前者は出不足料の形でのみ現われ、それ以外は脱落する。労働、費用の総体が載るのは後者のみである。この意味において、水路、道路等を含めた農地保全が、部落活動に占める重要性は、部落会計に現わされている以上に大きい。以上の点から判断する限り、部落の主な事業は農地保全にある、と言つて間違はないと考える。

とはいゝ、部落は農地保全以外にも、例え消防、電灯（住宅環境ないし防犯）、選挙、祭、福祉等々様々な仕事を扱つてゐることは、会計費目上からも、また部落員手当の多額な点からも類推しうるところでであろう。

部落費用の徴収方法は、部落経費と電灯料が戸別割、消防費は七〇%が戸別割となつて、それ以外費用はすべて反別割である。費用総額に占める割合は、戸別割一四%，反別割七六%となる。徴収方法のこの違いは、世帯にかかる費用は戸別割で、田にかかる費用は反別割でといふ論理上の結果生じたものである。けれども、部落においては田にかかる仕事が多いため、その徴収比率では反別割が七六%を占める結果となる。部落会計そして運営は、田を財源として當まれている、と述べてもさしつかえなかろう。

ただ、こうした徴収方法にも若干の変化をみせ始めている。それは消防費の戸別割、反別割割合が、七七年まで五〇対五〇

であったのが、七八年には七〇対三〇に切り替えられたことである。兼業深化が、従来のように田の大きさ即経済力という関係を通用させなくなり、その変更を求めていることの反映であろうか。

第11表は、一九七八年一年間の区長⑥の日誌に見る区長活動の仕事種類別記事件件数である。それによれば、区長が最も精力をさいた仕事は、塵芥焼却場建設問題と町議選立候補二名問題についての調停・部落総意のとりまとめであった。けれども、焼却場の件では許可の形で一応おさめはしたものの焼却場建設反対派の意思も根強く残り、それが現職⑩がいるにもかかわらず⑪が町議選に打つて出るという町議選問題へと繋がつてゆく。これに關しては遂に調停は不調に終わり、部落は分裂選挙をするわけである。

ついで多いのは公役あるいは臨時割といった部落の農地保全に關する仕事である。役場との諸連絡・交渉や減反調査等の役場の窓口ないしエージェントとしての仕事も、農地保全と同等に多い仕事である。

以上から、部落の仕事の中で、最も重要な事業は農地保全であること、区長の最も大切な任務は、部落内農家間利害の調整であると言えよう。

第11表 1978年1~12月の区長⑥の日誌にみる区長活動記事件数

(単位:件)

町議選立候補 2名に対する調停工作・役員相談・選挙運動など	17
塵芥焼却場建設をめぐる調停・調査・集会・陳情など	11
公役 (川浚え, 鋸装工事, 土運び, 橋修理など)	12
役場との諸事連絡・交渉 (赤い羽根・大掃除・その他)	10
減反調査	7
リクリエーション参加 (ソフトボール大会・役員旅行など)	7
臨時割および区長手当受取り	3
町長選に関する事項	3
祭・神社参拝	3
部落内農家の葬儀	3
その他 (町長年賀・敬老会・区長会・農談会など)	6

注 1. なお、部落集会は8回開かれたと考えられる。中心議題の内訳は塵芥焼却場建設の件6回、町議選立候補の件1回、臨時割1回である。

2. 件数の数え方は、日誌に記事として記載されたものは1事項1件と数えた。従って、それが1日を要したものでも、10分で終わったものでも皆同等に1件である。
3. 「役場との諸事連絡・交渉」項目の中に、それ以外の項目の内容についての連絡・交渉であったものが多少含まれている可能性はある。

〔補論〕 部落構造の理念型接近による一試論

(13) 町議③は、部落に対する町議としての自分の仕事で最も大切なものは、河川改修等の土木事業の世話を票にすぎない。

(12) 七八年の町議選の得票数は、⑩五七二票、⑪五二〇票であり、それに対して当部落の総票数は一二五

械利用組合の顧問として執行部を支え、その思想は組合運営にも大きな影響を与えてきた。その平山氏は、七九年に書いたある論文で、部落の本質と機能とを次のように捉えている。

(1) 土地を基本とする地縁集団

集落は、本来、歴史的にみて、わが国農業と農民を規定する基礎的な地縁集団であつて、今日、わが国の高度経済成長によつて集落が変容してきたとはいゝ、土地保全を前提として、個々の生活を連帶して守つて行こうとする集団的自己防衛機能は、今日なお集落組織の本質として残つてゐることを見失つてはならない。…以下略…

(2) 集落組織の相互扶助機能と連帯意識
つぎに、集落組織の大重要な機能として、今日なお繼承

人生と実践』(一九七八年)、一六〇~一八頁参照。

されているのが、この相互扶助の機能である。従来、集落というものは、そこに居住する人びとが、お互いに生活面において、また、農業を営む面において扶け合はう場として位置づけられ、その機能が重視されてきた。…以下略…

(3) 集落における公平・平等の論理
集落の本質を論ずる場合、私どもが忘れてはならないものとして、集落内におけるすべての機能が実施される場合、つねに公平・平等の原則にたって物事が処理されることである。

しかも、この公平・平等の原則が、短期的な視野でとらえられることがではなく、長期的に子孫の代にもわたる長い目でみての公平・平等の論理が実行されていることである。このことは、一般の経済社会にみられる短期の等価価値の交換とは基本的に相違する点である。…以下略…

この平山氏の部落論は、部落に在村する者の実感をふまえて理論化しており、部落のもう一面を良く捉えていると思われる。以下では、これまで述べた部落の社会的諸側面の特徴を統一的に理解するために、部落の構造的枠組みについての試論を提示しよう。ただし、それは理念上から考えた一私見にすぎないもので、その実証・論証は後日の課題として残されている。すなわち、

農村における経済的・社会的最小単位は農家である。そして農家の地縁的集合体が部落となる。農家は、性的結合を中心とした血縁組織、すなわち家族により構成せられるが、特に日本の場合、その結合の特異性を強調する意味からだと思われるが、イエと称されている。農村におけるイエを一応次のような内容と理解しておく。

イエとは、家族を構成員とする生産・生活共同体である。それは、私的に所有された農地を主要な生産手段とし家族労働力により小商品生産を営んでいる。そして労働評価が低く、農地が尊重される生産構造のために、収益を形成しうる生産力水準にありながら、その収益は労賃より地代に偏して配分されるという経済段階に成立する。そこにおいては、家族員は農地重視を基底にしたリジッドな諸社会規範の連関の中で秩序づけられることになる。具体的には、農地（家産）の維持が至上目的となり、そのため世代の連続観、刻苦勉励という労働觀、質素儉約という經濟觀、堅実禁欲という生活觀、巧利的な处生訓、基督教的な社会觀等々様々な社会規範が家族員関係を律するのである。

部落は、こうした独立した經濟主体で社会的単位組織であるイエ（農家）の集合体であることから、次のような構造をもつ。現代日本の部落とは、小農の一特殊形態であるイエ——

私的所有にもとづく農地を重要な生産手段として、家族労働を中心とする小商品生産者——を構成単位とする。そこでは、経済的・社会的な組織上の統一をもつのは農家（イエ）であり、部落は単にその集合体、つまり集団にすぎない。¹⁶⁾ それ故、部落における社会関係の基本的特徴は、互いに独立して私的欲求を追求する農家（イエ）間の利害調整にあり、それはゲゼルシャフト的な関係である。また、部落には組織的統一性を必然化する目的ではなく、あるいは農家（イエ）間の利害調整のためのルールである。そして、それが利益を共通にする場合には、共通利益の擁護という形で部落への結集を強める作用をもち、利害が相矛盾する場合には、その調和をはかる諸取り決めが形成される。具体的には、前者の代表例は生産基盤である農地の整備保全であり、後者は生産から生活に至るまで種々の局面で農家を規制する諸規範である。このように、利害調整という緊張関係の中での連帶と対立の均衡の上に、部落はその集団としてのまとまりを維持している、と言える。

(2) 他方で部落はまた、個人の意志とはかわりなく地縁を契機として結ばれる基礎集団である。地縁とは、生産・生活の場が地域的に接しているということで、独立した農家（イエ）間の他人同志の関係である。それ故に地縁集団は基本的にはゲゼルシャフト的な社会関係とみるべきであろう。しかるに、農

地をその重要な生産手段とし、それに執着する小農は、定着性が強いために、その社会関係を長期継続的なものにし、そこに運命共同体的性格を与えることになる。また家族共同体としての農家（イエ）を律するゲマインシャフト的な観念が、本分家、姻戚という血縁を介して、部落内に広まつて、部落の共同一体感を一層強くする。

(3) 以上のような構造的骨組みをもつ部落の社会関係は、次のような特性をもつ。

①農地重視の価値観が、貫徹する社会である。つまり、農家（イエ）においては農地所有の維持・拡大が、部落においては利用にかかる農地諸条件の整備・保全が、最大の課題となる。②独立した小商品生産者である農家間の付き合いは、等価交換をその原則とする。この原則は、農家の経済的条件が同等の場合に、対等・平等な社会関係を、同等でない場合に、支配・被支配の社会関係を、形成させる。農地の私的所有と家族労働とを生産基盤におく小農の部落においては、対等・平等が基本的な社会関係といえるが、それはまた地主—小作関係へと容易に転化しうるものもあるわけである。

③農家の定着性の根強さが、ゲゼルシャフト的な地縁関係に、長期性という性格を付与する。また、農家家族を律するゲマインシャフト的な観念が部落へも拡張され、互助ないしはひ護—

奉仕の精神が援用される。農家にとって、それらが織りなす依存関係は、その経済力の劣弱さの故に合理性をもつものである。

（3）部落が農家の利害調整の場であることと、それが農家の定着性のために長期的な社会関係を継続することとは、相まって部落の意志決定に次の特徴を与える。すなわち、部落の意志は、構成農家の総意で決まる形態をとる。部落にとって「和」は守られなければならぬ基本要件なのである。和をみだす者に対しでは、厳しい規制が加えられる。具体的には、彼等が共有する

諸々の社会規範からの逸脱を批難されるのである。農家が独立した経済主体のために、部落がえてして統制力を欠くことに対応して、逆にこの規範による相互規制は強いものとなる。また、生産、生活の連関の中で、批難はとくに倫理性をおびる傾向にある。

このように、部落社会の秩序を律するものは、農家が共有する社会規範である。部落外の者が感じる感覚的な意味での部落の閉鎖性とは、こうした緊密に交錯する規範に対する異和感の表現であることが多いのであるまいか。

（一）農業状況の六〇年以降の変遷
一九六〇年以降の当部落の農業状況の変遷をたどろう。そこに、機械利用組合が一九七〇年時点に、近隣では当部落だけに何故設立されたかという経済的背景の一端が分るであろう。

付表IIは、一九六〇～七五年の一五年間の農業センサスの農業経済指標を、当部落について示したものである。それによれば次のようである。

一九六〇年から六五年を経て七〇年に至る高度経済成長は、当部落の農家をも大きく巻き込んだ。まず專業農が大幅に減った（六〇年二三戸→六五年一四戸→七〇年一三戸。付表II-1）。そのかわり世帯主、あとつぎといった直系家族員の兼業が七戸→一七戸→一八戸と進展した。兼業形態も六〇年から六五年にかけては不安定兼業（人夫・日雇・臨時雇五戸→一四

（14） 平山成人「農協運営基盤の強化と集落組織の見直し」（『農業協同組合』農協中央会、一九七九年八月所収）
（15） 本稿では、便宜上組織と団体とを区別して使用する。

まず、組織とは一般に使用されている組織集団あるいは機能的集団と同義のものとする。それに対し、集団はいわゆる社会集団を指す。両者の定義については、例えば『社会学辞典』（学文社、昭和四七年）所収の『組織集団』および『社会学辞典』（有斐閣、昭和三三年）所収の『社会集団』の項目等を参照のこと。

戸)が増加し、他方六五年から七〇年にかけては不安定兼業の安定兼業化(恒常的勤務戸五戸→一戸)が進展した。

この兼業化が農業労働力に及ぼした影響は決して小さいものではない。自家農業へ男二人以上専従する農家が減り、逆に自家農業専従のない農家がふえる(付表II-3)。次三男が自家農業に就くことも特殊例を除きなくなった(四人→二人→一人。付表II-5)。それはまた、従来の農家間の労働補完関係、具体的にはゆい・手間替え、手伝い、臨時雇、を崩壊ないしは縮小させた(付表II-6)。

次に、この期間六〇年から七〇年にかけての農業生産状況である。この間、麦・イモ等従来からの作目は漸減するが、かとて、酪農の拡大(五戸→八戸→九戸)を除いて、それ以外に新しい作目が導入されるわけではなく、専ら稻草作へと傾斜の度合を強めた時期であったと言える(付表II-7、8)。農機具も未だ一貫機械化体系以前の段階にとどまっていたのである(付表II-9)。

ところで、本稿がこれから問題とする下六丁機械利用組合が発足する直前の、一九七〇年の当部落の農業生産状況は、当該地域の中でどのような位置にあったのか。第六図は、下六丁部落を含む神埼町西郷地区二五部落の主要農業指標の平均値と、下六丁のそれとを、一九七〇年および七五年について図示した

ものである。概して、七〇年時点の当部落は農業度合が強く、特に畜産が盛んなことが読みとれる。ゆい・手間替えがなくして、臨時雇の形態に労働力補完が特化しているのも注目される点である。

第七図は、この一四の農業指標を要約し、より総合的にみるために主成分分析をほどこした結果である。各主成分の因子負荷量(もとの一四指標と総合特性値化された主成分との相関係数)を第七図-1に図示している(なお、一四指標間の相関表は付表IIIに掲載)。

まず、各主成分は次のように解釈づけることができる、と思われる。

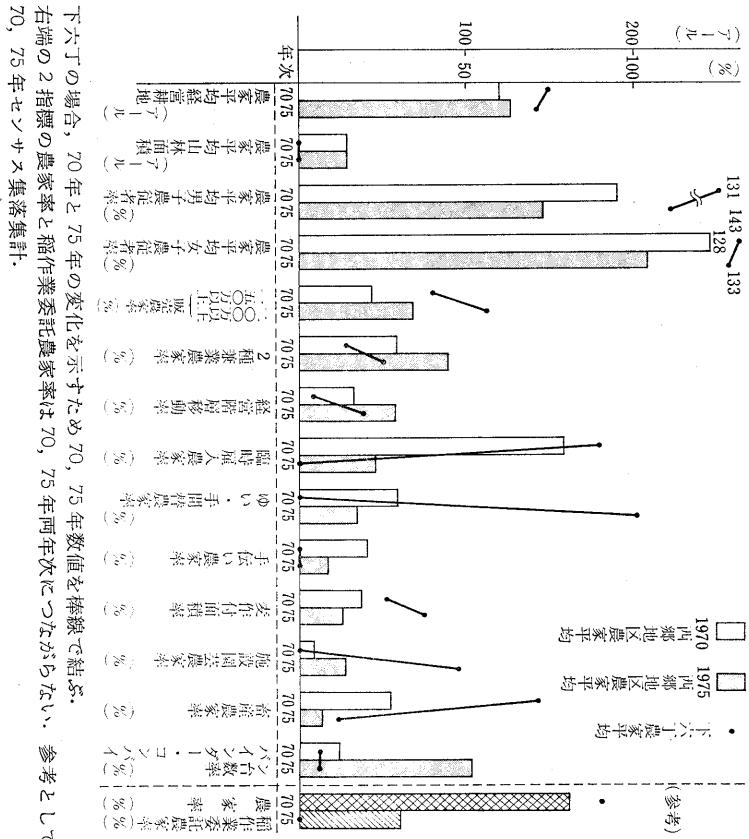
第1主成分——農業專業度(平均經營耕地、男子農従者率、臨時雇入農家率、一五〇万円以上販売農家率等々がプラス、二兼農家率がマイナス)。

第2主成分——ゆい・手伝いなどの労働力補完関係を維持しつつ、施設園芸に特化する農業方向(ゆい・手間替え農家率、手伝い農家率、施設園芸農家率プラス)。

第3主成分——經營耕地の階層移動率の高さ、それは西方丘陵部の部落に高いようである(平均山林面積、經營耕地階層移動率プラス)。

第4主成分——米麦作に伴うゆい・手間替え、手伝い慣行の消

第6図 西郷地区部落別集計および下六丁部落の農家平均農業指標



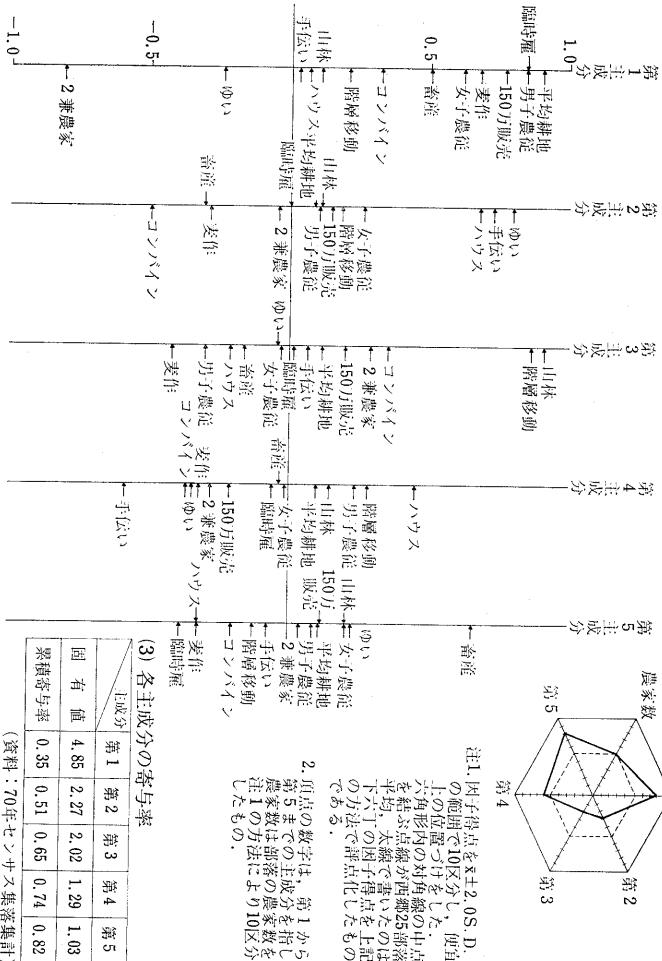
注 1. 下六丁の場合、70年と75年の変化を示すため70、75年数値を棒線で結ぶ

1. 下六寸の場合、元年と75年の変化を示すため、75年数值を棒線で結んで示す。

資料：70, 75年センサス集落集計

第7図 西郷地区 25部落の14農業経営指標についての主成分分析

(1) 各主成分の因子負荷量



(資料：70年センサス集落集計)

滅度合（手伝い農家率、バインダー・コンバイン台数率、ゆい・手間替え農家率等がマイナス、施設園芸農家率プラス）。

第5主成分——畜産への農業特化率（畜産農家率プラス）。

他方、第七図-②は、主成分の因子得点ならびに部落の農家数を、西郷地区平均（六角形対角線の中位点を結んだ点線）と下六丁部落（六角形内の太線）について、評点評価し図示したものである。⁽¹⁶⁾この図で、太線で示した点が点線で結ぶ中位点よりも外側へ出る（頂点に近づく）ほど、各主成分の解釈づけした特徴をより強く下六丁部落が有することになる。それによれば、一九七〇年時点での下六丁部落とは、①農業専業度合の強い（第1主成分）、かといって②施設園芸への進展は全くみられない（第2主成分）、そして③経営耕地階層の変動が少ない（第3主成分）、だが④米麦作に伴うゆい・手間替え等の相互的な労働力補完等の社会関係は少ない（第4主成分）、⑤畜産への特化がより進んだ（第5主成分）、⑥平均的な農家数をもつ、部落であったと特徴づけられる。それが、当地区で最初の、そして唯一の部落ぐるみ稻麦生産組織の結成されることになつた下六丁部落の農業状況であった。

生産組織が結成された一九七〇年から七五年に至る五年間において、下六丁部落の農業生産状況はどう変わったか。先の第六図によれば、農業専業度を現わす諸指標は地区平均と同傾向

で推移し、七五年時点でも比較的農業の盛んな部落であること（農従者率、二〇〇万円以上販売農家率）、とはいえ兼業の深化は確実に進んでいること（二種兼業農家率）、が読みとれる。經營階層移動率は、低水準ながらやや上昇したが、下六丁の場合は、注意されて良い（委託農家六五年八戸四七七アール→七五年零戸）。また、臨時雇入農家がなくなり、ゆい・手間替え農家がふえたのは、組合の共同作業を手間替えとみなしたからである。そして、畜産から施設園芸へと大きく作目の転換を図つたのが、この間の最大の農業生産状況の変化といえる。この転換の一契機は、第一次構による圃場の排水条件の改善であった、という。

この施設園芸の拡大ぶりは第12表の通りである。七〇年には零であったものが、七二年六戸一九二〇坪→七五年一六戸五三七〇坪→七八年一九戸八七五四坪、へと急激な拡大をみるに至るのである。その拡大のあり方は、各農家の農業労働力を応じて、一棟一棟小刻みに、段階的にふやされてきた、と表現され良さそうである。例えば、③農家のあとつきは、自家の施設園芸イチゴ栽培の歩みを次のように述べる。

七〇年以前に③は露地イチゴを二〇アール、三四年間つくった経験がある。一次構の終わった七一年頃父が施設

第12表 農家別ハウス栽培面積の推移

農 家 番 号	1970年	72		75	76	77	78
	トンネル ま た は ハ ウ ス (アール)	トンネル 栽 培		ハ ウ ス	栽 培		(坪)
①	0	15		438	654	705	735
②	0	15	0	339	432	464	452
③	0	15	420	687	789	1,000 ¹⁾	1,000 ¹⁾
④	0	10	0	300	455	454	504
⑤	0	0	300 ²⁾	129	303	303	518
⑥	0	10	300	430	439	556	552
⑦ ³⁾	0	0	300	300	300	300	300
⑧	0	6	0	450	553	690	681
⑨ ³⁾	0	0	300	210	210	220	227
⑩	0	0	0	0	0	0	239 ⁴⁾
⑪	0	0	0	300	377	320	414
⑫	0	0	0	398	417	414	421
⑬	0	0	0	0	227	152	155
⑭	0	0	0	0	327	327	406
⑮	0	5	0	224	232	321	321
⑯	0	0	0	344	415	418	493
⑰	0	6	0	168	188	188	437
⑱	0	8	300 ³⁾	428	502	506	615
⑲	0	0	0	225	273	273	284
計	{ 戸数 面積	0 0	9 90	6 1,920	16 5,370	18 7,003	18 7,611
							19 8,754

出所：西郷農協資料より。

- 注 1. 1) ③の77・78年次の面積は聞き取り結果を採用。
 2) ⑤の72年面積はメロン栽培である。
 3) ⑦, ⑨の全年次, ⑩の78年, ⑳の72年の面積はナスピ栽培である。
 2. 2) および3) を除く, その他すべてはイチゴ栽培面積である。
 3. この外に1970年以前から1978年に至るまで酪農を継続する農家⑪, ⑫と
養豚をする農家⑲がある。

イチゴ四五〇坪をつくり始めた。その頃、自分は農機具屋に勤めていたが、性にあわぬので、農業に戻った。そこで父とは別に新たに施設一五〇坪でやり始めた。父の方も自分の農業復帰を契機にさらに三〇〇坪拡張した。イチゴ経営は、親子各々別個にやつていて、費用、収入とも分けている。稻收入は父が握っている。その後自分は嫁をもらい、施設を三五〇坪にまで拡大した。そして、機械利用組合をぬけた七九年にはさらに面積を五五〇坪まで増やしたところである。

なお、施設園芸の導入と拡大は、一旦途絶えたゆい・手間替え、手伝い、臨時雇をイチゴ作業について復活させた。七八年には部落内農家のうち一〇戸の施設園芸農家が、いずれかの形で平均一週間程度の労働を作業に入れている。うち、七戸までが親戚の者を入れているが、その中で部落内の親戚は二〜三戸しか含まれない。イチゴ作業の労働補充という点では、部落内の親戚関係は、たいして役割を果たしていないわけである。その一因は、施設園芸農家の多い当部落では、忙しい時期がお互に共通で、部落内施設園芸農家には労働提供を頼めないからだ、という。

このように、六〇~七〇年の当部落農業の基調は大幅に兼業

化が進み、稻单作へと傾斜したことである。ただ、酪農は拡大し、他方稻作における農機具の導入は未だ進んでいなかつた。そして、機械利用組合設立直前の七〇年時点の当部落は、当地域三五部落の中では、(1)農業專業度の強い、(2)經營耕地階層変動の少ない、(3)ゆい・手間替え等の社会関係の少ない、(4)畜産への特化が大きい、等の特徴をもっていたのである。

注(16) 奥野忠一他共著『多变量解析法』（日科技連、一九七二年）、二一六頁参照。

(二) 機械利用組合設立の社会経済的背景

以上、当部落はクリークの錯綜する水田農村であり、戦前には分家慣行や在村型地主小作關係が一定の展開をみた等の、佐賀平野一般に良く見うけられるありふれた部落の一つである。ところで、クリークは零細錯闊制下の農業經營とからみあって、田を媒介とした農家間地縁關係をより緊繩的なものとする。農業労働力の直系家族への純化に対応して、分家慣行は戦後消滅したが、過去の分家は現部落に血縁關係を網目状にはりめぐらす結果をもたらした。旧地主小作關係は、現在もなお残存小作地をめぐる対立として根強く残り、時として顕在化する。

これらの社会経済構造を歴史的遺産として背負つた当部落が、一九六〇~七〇年に経験した農業問題は、高度経済成長という

外部経済の急変貌と、農業内での一種の閉そく状況であった。すなわち、農業外部から部落へは、兼業機会の拡大、労賃上昇と生活水準の向上、農機具の高度化、農地価格の高騰等がもたらされたのに対し、部落内農業は、稻單作化（有利な複合作目がない）、農機具の高度化・高額化に伴う農業所得率の低下、直系家族労働力の農外流出、農地移動の停滞、米減反等の行詰まり状況を呈したのである。第一次構造改善事業の受入れ、機械利用組合の設立の背景には、こうした部落の直面した外部環境の急変貌と、それに規定されて、停滞と崩壊の様相を呈する農業生産構造、特にその打開を望む専業農家層の現状に対する危機感と、農業近代化への意欲とがあつたと思われる。（未完）

〔後記〕

主成分分析は、農林水産研究センター ACOS 800-II により、石間紀男氏作成プログラムを利用し計算した。

〔以下付表〕

(1979年3月現在)

業從事日数度合				家族員の兼業内容					
あぎ との つ妻 (歳)	父 農從	母	その他	統勤 務形 柄	職 態業	勤所 務在 地	統勤 務形 柄	職 態業	勤所 務在 地
B	-	-	D 孫1	あ	(り)建材店	神崎町			
-	-	-	-						
A	-	-	- 孫2						
-	88	D	-						
D	-	-	-	あ妻(常)養護施設	大和町				
A	-	-	-	あ(常)消防署	背振町				
A	-	-	- 次男 ¹	次男(常)運送会社	神崎町		孫娘(常)保険会社	神崎町	
A	-	-	- 孫3						
A	-	-	- 孫3						
A	-	-	- 孫3						
D	-	-	- 孫2	あ	(常)農協	神崎町			
D	-	-	- 孫2	あ	(常)佐賀ゴム	近隣町			
-	-	-	- 長女	世	(常)ガードマ	鳥栖市	あ妻(常)農協	神崎町	
-	-	-	- 弟 ¹ , 妹 ¹	弟	(常)建設業	東背振			
-	-	-	- 次男, 長女	あ	(常)建設業	佐賀市	次男(常)書店	佐賀市	
A	-	-	- 孫2	あ	(常)町会議員	神崎町			
-	-	-	- 子2						
-	-	-	- 子2						
-	-	-	- D	あ	(常)町役場	神崎町			
D	-	-	- 次男, 次女,	あ	(常)町役場	神崎町	次女(常)農業会社	佐賀市	
D	-	-	- 次男, 孫 ¹	あ	(常)町役場	神崎町			
-	-	-	- 祖父, 祖母	世	(日)建設業 ⁷⁾	部落内			
-	-	-	-	妻	(常)電気会社	三田川町	あ(常)佐大職員	佐賀市	
-	-	-	-	世	(常)農協組合長	神崎町	長女(常)公務員	佐賀市	
-	79	C	- 子2	世	(常)小学教員	三田川町	妻(常)小学教員	神崎町	
-	-	-	-	妻	(常)旅館賄婦	神崎町			
D	-	-	-	あ	(常)高校教員	鳥栖市	あ妻(常)小学教員	千代田町	
-	-	-	- 三女	あ	(常)大工	三田川町	三女(常)インテリ	佐賀市	
-	-	-	- C	世	(自)大工	部落内	あ(自)大工	部落内	
-	-	-	- 次男	世	(常)しょう油	神崎町	妻(常)食品店	三田川町	
D	-	-	- 三女 ⁶⁾	世	(常)会社				
-	-	-	- 孫3	世	(自)建設業 ⁷⁾	町会議員	あ(自)建設業	部落内	
-	-	-	- 子3	世	(常)自衛隊	背振町	妻(常)電気会社	三田川町	
-	-	-	- 長女	世	(日)建設業	部落内	長女(常)幼稚園	神崎町	
-	-	-	- C	世	(自)雑貨店	部落内	(自)雑貨店	部落内	
-	-	-	- 妹1, 子1	世	(常)図書会社	佐賀市	妹(常)警察	神崎町	
-	-	-	-	世	(日)不定		あ(常)鉄工所	千代田町	
-	-	-	- 長女 ⁸⁾	世	(常)佐賀ゴム	近隣町	あ(常)建設会社	東背振	
-	-	-	- 次女, 長男	世	(常)自衛隊	三田川町	妻(常)町保育園	神崎町	

付表I 部落内世帯一覧表

農 家 番 号	田		畑	経	貸	麦	牧	ハウスま たは畜産 作目	面積ま たは頭 数 (坪)	家族員の年齢と農			
	自 作	小 作	營 業	付 属	ア ー ル	ア ー ル	ア ー ル			妻	あとつき		
	ア ー ル	ア ー ル	地 ル	地 ル	地 ル	地 ル	草 ル				年齢 (歳)	農従	
①	281	0	6	287	10	0	0	イチゴ	735	67	A	A	30 A
②	246	0	7	253	0	170	0	イチゴ	452	55	A	A	24 B
③	238	7	5	250	0	100	0	イチゴ	1,000	60	A	A	32 A
④	235	0	4	239	0	55	0	イチゴ	504	60	A	A	26 A ¹⁾
⑤	228	0	6	234	0	185	0	イチゴ	518	60	A	A	29 A
⑥	226	0	8	234	20	70	0	イチゴ	552	63	A	A	25 ²⁾ D
⑦	214	0	6	220	2	64	0	ナスビ	300	74	A	B	48 A
⑧	208	0	5	213	51	0	0	イチゴ	681	73	A	B	34 A
⑨	206	0	5	211	0	0	0	ナスビ	227	58	A	A	-
⑩	204	0	4	208	0	0	0	ナスビ	239	58	A	-	30 C
⑪	201	0	6	207	52	0	30 ³⁾	乳牛	18	62	A	B	32 A
⑫	177	20	8	205	0	0	130	乳牛	14	68	A	A	30 ²⁾ A
⑬	164	27	3	194	0	44	0	イチゴ	414	55	A	A	31 D
⑭	163	13	2	178	0	130	0	イチゴ	421	51	A	A	25 A
⑮	176	0	3	179	0	0	0	イチゴ	155	24	A	-	- -
⑯	155	13	3	171	0	59	20	イチゴ ⁵⁾	406	53	A	A	22 D
⑰	92	75	1	168	0	0	0	イチゴ	321	73	A	C	50 A
⑱	164	0	7	171	0	78	0	イチゴ	493	38	A	A	- -
⑲	136	23	8	167	0	0	0	イチゴ	437	37	A	A	- -
⑳	150	0	7	157	4	62	0	イチゴ	615	50	A	A	24 C
㉑	126	24	3	153	0	48	0			56	A	-	24 C
㉒	113	31	2	146	0	0	0			19	A	D	- -
㉓	124	0	0	124	0	0	0			57	A	D	25 D
㉔	85	0	3	88	13	0	0			59	C	B	他出 -
㉕	71	0	1	72	27	0	0			37	C	D	- -
㉖	53	13	1	67	0	0	0			67	B	C	- -
㉗	56	0	3	59	40	0	0			72	C	D	30 D
㉘	9	45	0	54	0	0	25	繁殖豚	20	59	A	A	25 D
㉙	27	24	1	52	0	0	0	イチゴ	284	52 ²⁾	D	A	20 D
㉚	47	0	2	49	0	0	0			58	C	C	他出 -
㉛	43	0	0	43	0	0	0			64	B	C	38 D
㉜	40	0	3	43	9	0	0			70	D	B	他出 -
㉝	30	0	2	32	0	0	0			38	C	D	- -
㉞	25	0	3	28	36	0	0			51 ²⁾	C	D	他出 -
㉟	7	0	2	9	0	0	0			67	C	D	- -
㉟	1	0	0	1	0	0	0			33	D	D	- -
㉟	0	0	0	0	0	0	0			68	D	-	22 D
㉟	0	0	0	0	0	0	0			56	D	D	21 D
㉟	0	0	0	0	0	0	0			50	D	D	- -

- 注 1. 農家番号は経営田地面積の大きい順につけた通し番号である。
2. 田の小作地、貸付地は、ほとんどが農地改革渋れの残存小作地である。
3. 「家族員の年齢と農業従事日数度合」欄において。
- ① 「統柄」は世帯主を基準とした呼称を使用する。世帯主と父との区分は、70歳以上で農業従事日数(A, B, C, Dのランク)が、あとつぎのそれより小さいものを父、それ以外を世帯主とする。
- ② 「農従」の記号は、農業従事日数が
A…150日以上, B…149～60日, C…60日未満, D…農業に従事しない, を指す。
- ③ 「あとつぎ」欄の中で「他出」とあるのは、成人した息子が、部落外の地に住み職業に就き、世帯の中に息子が未就業者を含め誰も残っていない場合を指す。
- ④ 「その他」欄の統柄の後の数値は、人数を指す。また、子供の中で1人でも就業者がいる場合は統柄を、いない場合は一括して子幾人という形で記入する。
4. 「家族員の兼業内容」欄の記号は
世…世帯主, あ…あとつぎ, 妻…世帯主の妻, あ妻…あとつぎの妻,
(常)…常勤, (リ)…臨時雇, (日)…日雇, (自)…自営
5. 1) ④のあとつぎは、1979年3月時点は店員であったが、4月以降に農業へ復帰したので、農業専従扱いとした。
- 2) ⑥, ⑫のあとつぎおよび㉙, ㉛の世帯主は婿である。
- 3) ⑪はこの外に裏作で飼料を作っている。
- 4) ⑭の次男は佐賀市の会社常勤者である。
- 5) ⑯は、この外に乳牛3頭を飼っている。
- 6) ㉚の三女は三田川町の呉服店へ常勤している。
- 7) ㉜の自営建設業は、常雇5～6人を雇用し、部落内で営業している。
- 8) ㉝の長女は会社勤めである。

付表II 農業状況の年次変化

(1) 専兼別総農家戸数(戸)

総農家 戸 数	専業農	兼 業 農					兼業形態別内訳		
		計	世帯主 ・跡継 兼業	世帯主 兼業	跡継兼 業	その他 世帯員 兼業	恒常的 勤務	人夫・ 日雇・ 臨時	自営業
1960	36	23	13	2	5	0	6	8	5
1965	34	14	20	2	9	6	3	5	14
1970	35	13	22	2	6	10	4	10	11
1975	36	12	24	0	9	12	3	15	6

(2) 経営耕地規模別(戸)

	50a未満	50~100	100~150	150~200	200~250	250~300
1960	7	4	3	11	11	0
1965	7	2	3	11	8	3
1970	5	6	3	10	9	2
1975	8	5	1	11	9	2

(3) 農業就業状態別農家数(戸)

	総 数	自農専従 ナシ	女1人専従	男1人女 1人以上	男2人以上
1960	36	0	8	18	10
1965	34	2	11	17	4
1970	35	11	1	16	7
1975	36	9	4	19	4

(4) 就業状況(人)

	16歳以上 人 数	自農従者 (内仕事主)	自農とその他の仕事		その他の 仕事のみ	仕事ナシ
			自農が主	その他が主		
(i) 男						
1960	59	43 (40)	0	8	4	4
1965	58	32 (25)	12	6	1	7
1970	59	37 (31)	9	11	0	2
1975	68	35 (29)	5	7	10	11
(ii) 女						
1960	75	62 (38)	0	1	7	5
1965	61	51 (37)	2	2	1	5
1970	75	50 (32)	0	11	2	12
1975	65	48 (31)	2	1	10	6

(5) 傍系家族員の自家農業従事

	総人數 (人)	平均年齢 (歳)	自農従事 60日以上 (人)	自農従事60日未満(人)		既婚 (人)	未婚 (人)
				仕事が主	通 学		
1960	{ 次三男	4	24.3	4	0	0	1 3
	娘	7	20.7	2	2	3	1 6
1965	{ 次三男	2	24.0	1	1	0	0 2
	娘	4	20.2	1	3	0	0 4
1970	{ 次三男	1	36.0	1	0	0	0 1
	娘	11	19.5	1	6	4	0 11
1978	{ 次三男	0	0	0	0	0	0 0
	娘	0	0	0	0	0	0 0

- ① 次三男とはあとつぎ以外の男子子弟、娘とはあとつぎ娘以外の娘を指す。
 ② 1960年の自農補助と区分されたものを1965年以降区分の自農従事60日未満に、自農従事区分されたものを1965年以降区分の60日以上に対応させた。
 ③ 1978年数値は聞き取り調査による。
 ④ 1960年の娘には、次三男の妻1人を含める。

(6) 雇 入 れ (人)

	農業臨時雇	ゆい・手間替え	手伝い
1960	902	249	250
1965	777	204	217
1970	685	0	0
1975	0	3,236	0

(7) 収穫戸数と面積(戸、アール)

	水 稲	小 麦	大 麦	ビール麦	馬 鈴 署	甘 薯	
1960	5,177	1,943	177	0	60	48	一八六
	戸数	36	35	13	0	25	
1965	5,095	1,106	0	406	37	54	
	戸数	34	29	0	21	33	
1970	4,999	700	166	497	21	37	
	戸数	33	17	6	14	1	
1975	4,594	0	0	1,904	25	8	
	戸数	36	0	0	29	2	

	大豆	たまねぎ	大根	すいか	いちご	牧草
1960	面積 1	39	35	14	0	41
	戸数 1	30	35	19	0	3
1965	面積 0	51	21	0		10
	戸数 0	20	17	0		1
1970	面積 21	77	18	12	25	182
	戸数 21	16	17	7	9	5
1975	面積 8	21	3	10	2	85
	戸数 9	29	26	27	4	3

	青刈トウモロコシ	ナタネ	ピニールハウス			ガラス
			な	す	いちご	
1960	面積 8	307				
	戸数 2	21				
1965	面積 20	495	0	0	0	0
	戸数 1	27	0	0	0	0
1970	面積 51	5	0	0	0	0
	戸数 8	1	0	0	0	0
1975	面積 51		20	165	10	0
	戸数 2		2	14	1	0

(8) 家畜(戸、頭、羽)

	乳牛		豚		鶏	
	飼育戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数
1960	5	7	4	5	30	749
1965	8	22	4	10	3	640
1970	9	28	4	40	12	458
1975	3	49	1	90	0	0

(9) 農具(個人有)

	耕耘機・トラクター		田植機	刈取機	自脱コンバイン	乾燥機
	10P.S以下	10P.S以上				
1960	19					
1965	21	2				
1970	26	1	0	0	2	28
1975	22	0	1	0	2	11

注. (1)~(4), (6)~(9)の1965年の数値は集計ミスにより⑨が除かれたもの。

資料: センサスより。

付表III 西郷地区 25部落の14農業経営指標相関表

	2種兼業農家率	經營耕地階層移動率	農家平均男子農従者率	農家平均女子農従者率	臨時雇用雇入率	ゆい・手間替率	手伝農家率	農家平均耕地面積率	麥作付芸農家率	施設園芸農家率	バインコノバイン率	農家平均山林面積率	200万円以上版均山林面積率	
	2種兼業農家率	經營耕地階層移動率	農家平均男子農従者率	農家平均女子農従者率	農家率	農家率	家率	耕地	面積率	家率	数率	率	率	
2種兼業農家率	1.00	0.01	0.77	0.39	0.60	0.15	0.15	0.77	0.42	0.31	0.40	0.18	0.17	△ 0.54
經營耕地階層移動率	△ 0.01	1.00	0.01	0.11	0.19	0.07	0.06	0.29	0.06	0.17	0.13	0.23	0.79	0.27
農家平均男子農従者率	△ 0.77	0.01	1.00	0.63	0.71	0.12	0.03	0.80	0.43	0.29	0.44	0.08	0.08	0.52
農家平均女子農従者率	△ 0.39	0.11	0.63	1.00	0.46	0.16	0.12	0.49	0.39	0.10	0.27	0.07	0.13	0.36
臨時雇用雇入農家率	△ 0.60	0.19	0.71	0.46	1.00	0.32	0.12	0.69	0.71	0.11	0.18	0.30	0.06	0.60
ゆい・手間替農家率	0.15	0.07	0.12	0.16	0.32	1.00	0.69	0.16	0.33	0.32	0.22	0.29	0.02	△ 0.01
手伝農家率	0.15	0.06	0.03	0.12	0.12	0.69	1.00	0.06	0.05	0.26	0.17	0.14	0.04	0.28
農家平均經營耕地	△ 0.77	0.29	0.80	0.49	0.69	0.16	0.06	1.00	0.47	0.04	0.41	0.20	0.25	0.76
麦作付面積率	△ 0.42	0.06	0.43	0.39	0.71	0.33	0.05	0.47	1.00	0.21	0.27	0.43	0.13	0.44
施設園芸農家率	△ 0.31	0.17	0.29	0.10	0.11	0.32	0.26	0.04	0.21	1.00	0.22	0.35	0.13	△ 0.01
畜産農家率	△ 0.40	0.13	0.44	0.27	0.18	0.22	0.17	0.41	0.27	0.22	1.00	0.21	0.02	0.38
バイソンダーコンバイン台数率	△ 0.18	0.23	0.08	0.07	0.30	0.29	0.14	0.20	0.43	0.35	0.21	1.00	0.14	0.26
農家平均山林面積 150万円 } 200万円	0.17	0.79	0.08	0.13	0.06	0.02	0.04	0.25	0.13	0.13	0.02	0.14	1.00	0.22
以上販売農家率	△ 0.54	0.27	0.52	0.36	0.60	0.01	0.28	0.76	0.44	0.01	0.38	0.26	0.22	1.00

(資料: 70セントサス集落集計)